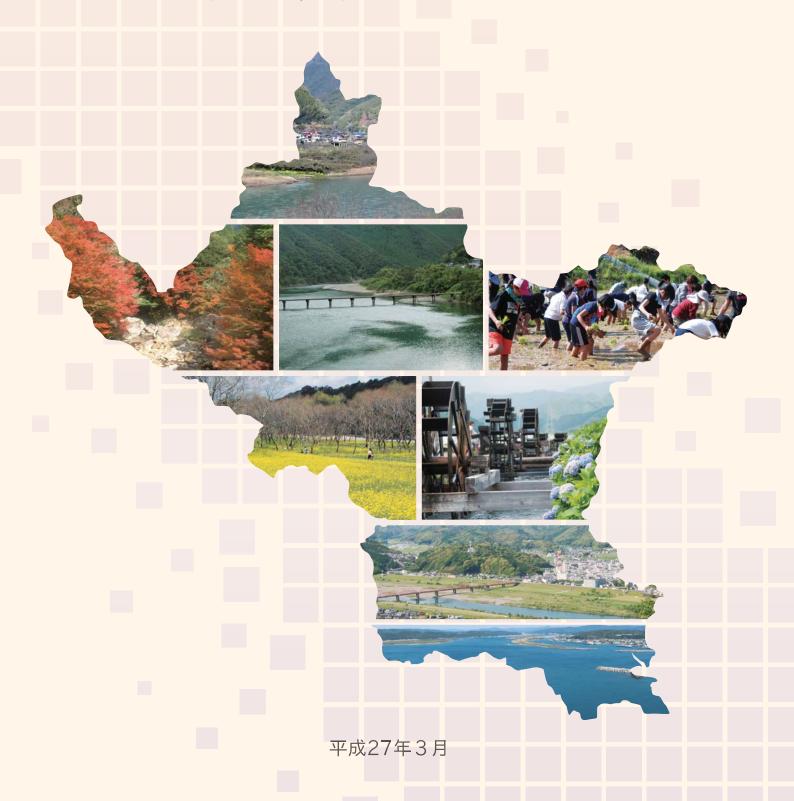
四万十市総合計画

人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市

~"にぎわい・やすらぎ・きらめき"のあるまちづくり~



ごあいさつ

旧中村市、旧西土佐村が合併し、四万十市として市政がスタートして以来10年を迎えました。

この間、社会経済環境の変化は速度を増し、とりわけ人口減少・少子高齢化・多世帯社会の本格到来は、社会、経済、財政に広範な影響を及ぼし始めています。さらに、平成23年3月11日の東日本大震災は、暮らしの安全・安心に対する考え方を大きく変える出来事となりました。



このような中、本市を取り巻く社会情勢の変化に的確に対

応していくため、人口減少の抑制に向け、産業の振興による雇用の場の確保をはじめ、 子育てしやすい環境づくりや防災・減災対策、中山間地域対策などを解決すべき課題 として位置付け、市民の方々が住んでよかった、住んでみたいと思えるまちづくりの 新たな指針として「四万十市総合計画」を策定いたしました。

この総合計画は、各分野において5年間に取り組むべき方向性を位置付けたものですが、その中でも特に本市の人口減少を抑制していくことに主眼をおいた3つの重点プロジェクトを設定いたしました。

折しも「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、この戦略の基本目標は、重点プロジェクトとの関連性が高い内容となっております。

このため、国が掲げる「地方創生」は、総合計画の推進への絶好のタイミングとなっております。

今後とも市民の皆様とともに活力に満ちたまちづくりを目指して参りますので、総合計画の推進に向け、市政への積極的なご参画をいただくとともに、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、慎重にご審議いただきました四万十市総合計画審議 会委員、四万十市議会議員の皆様をはじめ、まちづくりについてご提言をいただいた 多くの市民の方々に対し、心から厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

四万十市長 中平 正宏

序論

Ι	四万-	十市総合計画について	8
	1 計	h画策定の目的 ····································	8
	2 計	画の構成と期間	8
Π	四万-	十市の概況	10
Ш	市民の	の声	15
		査の概要	
	2 主	Eな結果 ······	15
IV		の潮流と人口の見通し	
		F代の潮流 ····································	
	2 人	、口の見通し	22
V	今後(のまちづくりの課題	27
	基	本構想	
11111111			111111
_			00
I		理 念	
П	将	来 像	31
Ш	基本	目標	32
IV	施策の	の体系 ····································	33
	耳	本計画	
11111111		461	111111
	<u>.</u>		00
		自然と共生した安心で快適なまちづくり	
以	(策 1	環境との共生の推進	38 38
	施策2		
	施策3		
政		安全・安心の確保	
	施策4	災害に強いまちづくりの推進	44
	施策5	消防・救急体制の充実	46
第2	章 (こぎわいと住みやすさのあるまちづくり	48
政	策3	拠点都市機能の充実	48
	施策6		
	施策7		
政	策4		
	施策8		
	施策9	都市基盤の整備・充実	
	心尔八	J PUで X世头土Vが性性 ***********************************	UU

第3章 地域資源を活かした産業の力みなぎるまちづくり	58
政策 5 地域資源を活かした産業の育成	58
施策11 豊かな食を育み、地域で暮らし稼げる農業の振興	58
施策12 山で若者が働く、全国トップクラスのヒノキ産地づくり	60
施策13 次世代へつなぐ資源回復と安定し魅力ある水産業の振興	62
施策14 顧客に選ばれる商工業の振興とにぎわいの創出	64
施策15 地域の誇りが人を誘う、おもてなしの"環光"地づくり	66
第4章 豊かな心と学びを育むまちづくり	68
政策 6 夢を育む教育の推進	68
施策16 学校教育の充実	68
施策17 青少年・若者の育成	70
政策7 地域文化の振興	
施策18 地域文化の再発見・保全	
施策19 生涯学習・スポーツの振興	
第5章 健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり	76
政策8 住民みんなの健康づくりの推進	
施策20 医療体制の充実	
施策21 生涯健康づくりの推進	
政策 9 支えあう地域づくりの推進 ····································	
施策22 地域福祉の推進	
施策23 地域で支える子育ての推進	
施策24 高齢者福祉の充実	
施策25 障害者福祉の充実	
第6章 協働で築く地域力のあるまちづくり ····································	
政策10 住民自治と協働の推進	
施策26 住民自治と地域活動の推進	
施策27 人権が尊重されるまちづくり	
施策28 協働の推進	
政策11 行財政の運営 ····································	
施策29 効果的な行財政運営 ····································	
施策30 広域行政の推進	
IBAO □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	90
■ 手上プロンドー カト	
重点プロジェクト	
プロジェクト1 元気な地域づくりプロジェクト	101
プロジェクト2 元気なまちづくりプロジェクト	102
プロジェクト3 元気な産業のまちプロジェクト	103
計画の推進	
計画の推進 ······	106

資料編

策定	関係資料	108
1	策定体制	108
	四万十市総合計画 策定経過	
	市民参画	
	四万十市総合計画審議会	
	庁内策定体制	
6	関係条例等	118

序論

- I 四万十市総合計画について
- Ⅱ 四万十市の概況
- Ⅲ市民の声
- IV 時代の潮流と人口の見通し
- V 今後のまちづくりの課題

四万十市総合計画について

1 計画策定の目的

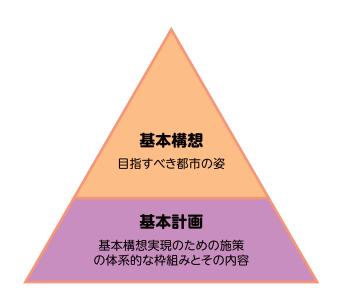
本市は、平成17年4月の合併を機に、「四万十市建設計画」を市政運営の指針とし、「いきいき遡上! 四万十市 - かがやく笑顔、ゆたかな自然、やすらぎ溢れるまち四万十-」を新市の将来像として、各種の施策に取り組んできました。

この間、社会経済環境の変化は速度を増し、とりわけ人口減少・少子高齢化・多世帯社会の本格到来は、社会、経済、財政に広範な影響を及ぼし始めています。さらに、平成23年3月11日の東日本大震災は、暮らしの安全・安心に対する考え方を大きく変える出来事となりました。

このような状況の中、四万十市建設計画が平成26年度をもって計画期間の満了となることから、本市を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応しつつ、10年先の姿を見極め、その実現に向けた取り組みを推進するために、新たな「総合計画」を策定するものです。

2 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想 | 「基本計画 | によって構成されます。



基本構想

行政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、長期的視点から本市の将来 像及びそれを達成するための基本目標を明らかにするものです。

「基本構想」の計画期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。

基本計画

基本構想

基本計画

「基本構想」に掲げる将来像を実現するため、本市が今後10年間で取り組むべき主要な施策について、その展開の考え方を示すものです。

実効性のある計画とするため、可能な限り具体的な目標を設定し、効果的に事業を 推進するものとします。

「基本計画」は、長期的視点に立った「基本構想」の実現を中期的視点から具体化するため、計画期間については、平成27年度から平成31年度までの5年間を「前期基本計画」、平成32年度から平成36年度までの5年間を「後期基本計画」とします。

		平 成 (年 度)								
	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
,										
					【104	丰間】				

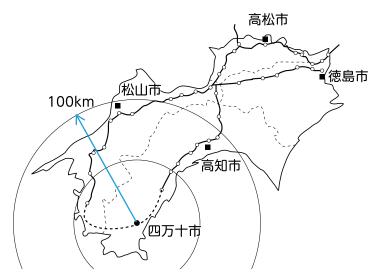
後期基本計画【5年間】

前期基本計画【5年間】

四万十市の概況

〈位置的特性〉

- 高知県西南部の「幡多地域(3市2町1村)」のほぼ中央にあります。
- 将来的な「四国8の字ル ート」を形成する上におい ては、重要な位置を占める ことになります。



〈自然的特性〉

- 総面積632.29kmの面積を有し(総面積:県内2位、林野面積:県内2位、林野面積:県内2位、経営耕地面積:県内4位)、日本最後の清流と言われる "四万十川"をはじめ、『海・川・山』の優れた自然環境を有しています。
- 気候は太平洋型の温暖気候となっていますが、平成25年の夏は全国日本一を記録する猛暑ともなっています。



〈歴史的特性〉

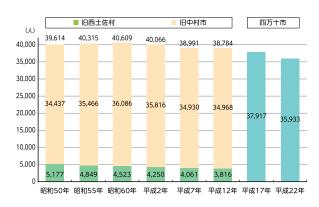
- 縄文時代からの歴史・文化を有 し、"土佐の小京都"とも呼ばれる 文化的ストックを有しています。
- 江戸期には養蚕や製紙業、大正から昭和30年代前半頃までは薪炭の製造と、それに伴い四万十川を利用した舟母といった川の物流の歴史なども有していました。



〈人口特性〉

- 昭和60年の40,609人(国勢調査)をピークに減少傾向が続いており、平成25年10 月では35.701人(住民基本台帳)となっています。本計画の目標年である平成36年 には32,000人程度になることも見込まれます。
- 少子高齢化は本市においても端的にみられ、人口がピークだった昭和60年の高齢 化率15.2%に対し、平成22年では29.8%とほぼ2倍となっています。(国:23.0%、高 知県:28.8%)

●総人□の推移

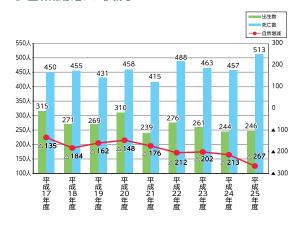


●年齢3区分別人口構成比の推移



(資料:国勢調査)

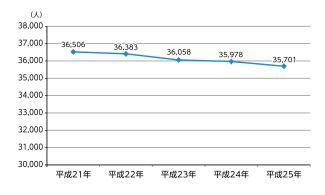
●自然動態の状況



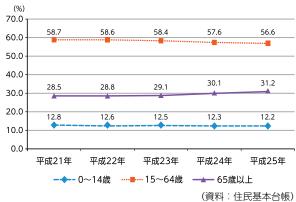
●社会動態の状況



●最近5か年の人口動向



●最近5か年の3区分別人構成比の推移



〈産業特性〉

【産業別就業人口】

平成22年の総就業人口は16,209人で5年前より1,940人減少しています。

就業人口構成比は、第一次産業は横ばい傾向にありますが、第二次産業が減少しているのに対し、第三次産業は増加しています。

【農業】

稲作や多品目の園芸野菜、ゆずをはじめとした果樹、畜産と多様性がみられますが、 農家の経営基盤は弱く、高齢化などと相まって販売農家は減少しています。

【林業】

全国有数のヒノキ資源を有し年々蓄積量を増す中、原木生産量が追いついておらず、 資源としての活用も十分ではありません。また、シカの食害被害も深刻です。

【水産業】

四万十川を背景に水産物は高いブランド力を持ち、伝統の川漁も残っていますが、 生育環境の変化が懸念される中、天然資源量の減少が危惧されます。

【工業】

建設業が大半を占め、製造業は100程度の事業所数がありますが、「食料品」、「窯業、 土石製品」、「木材・木製品」が主で、ほとんどが小規模な事業所です。

【商業】

県西南地域の商業・サービス業の拠点機能を担っていますが、人口減少などで域内 の市場が縮小する中、卸・小売業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

一方、人口千人あたりの飲食店数が多いという特徴があります。

【観光】

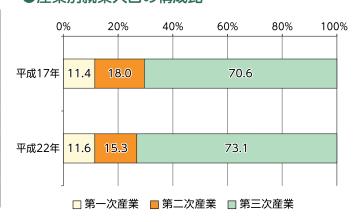
四万十川を中心にした体験観光メニューづくりや広域連携による誘致活動などで観 光入込客数は増加していますが、閑散期対策など一層の滞在型・通年型観光地づくり が求められます。

●産業別就業人□の推移

		平成17年	平成22年
総	総数		16,209
第一次産業	就業者数(人)	2,062	1,873
第一次性素	構 成 比(%)	11.4	11.6
第二次産業	就業者数(人)	3,273	2,483
第二次性素	構 成 比(%)	18.0	15.3
第一次获	就業者数(人)	12,814	11,853
第三次産業	構 成 比(%)	70.6	73.1

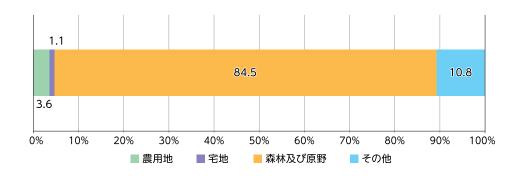
(資料:国勢調査、分類不能産業は除く)

●産業別就業人口の構成比



〈土地利用特性〉

○ 森林及び原野が80%以上を占め、次いで農用地が4%程度となっています。大きな変化はありませんが、農用地は減少、宅地は増加の傾向にあります。



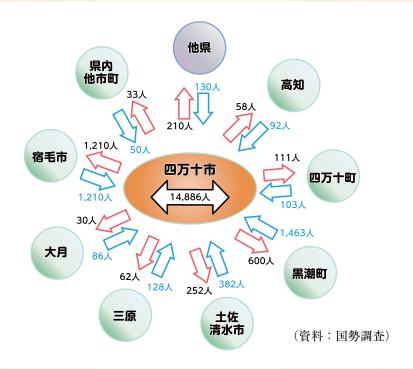
〈道路・交通特性〉

- 高知自動車道が四万十町中央ICまで開通しています。
- 国道は5路線が通っており、周辺地域のネットワーク幹線となっています。
- 鉄道は土佐くろしお鉄道中村・宿毛線とJR予土線が通っていますが、利用者数は 年々減少の傾向にあります。



〈生活圏の広がり〉

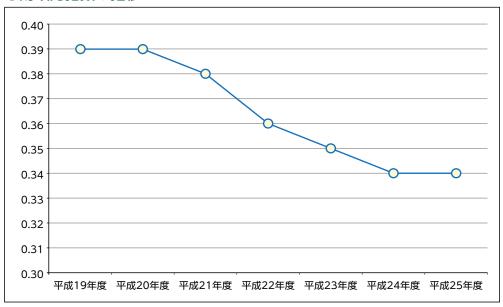
- 幡多地域の中心地として、周辺地域との強いつながりを有しています。
- 通勤・通学状況でみると、宿毛市・黒潮町との出入りが特に多くなっています。



〈財政特性〉

○ 財政改革に取り組んでいますが、全国平均・県平均を上回る高齢化率や、脆弱な 産業基盤と長引く景気低迷などにより、市税収入は伸び悩んでおり、財政力指数は 類似団体の平均を下回っています。

●財政力指数の推移



(資料:高知県総務部)

市民の声(まちづくりに関するアンケート調査)

1 調査の概要

〈目的〉

四万十市総合計画を策定するにあたり、市民の市政に対する考えやご意見をお聞きし、 今後のまちづくりの方向性や課題を検討するために、アンケート調査を実施しました。

〈調査実施時期〉

平成24年12月3日~20日

〈調査対象〉

市内在住の18歳以上の市民2,000人

〈抽出方法〉

平成24年11月1日の住民基本台帳から、地区別、年齢別を考慮し無作為抽出

〈回収状況〉

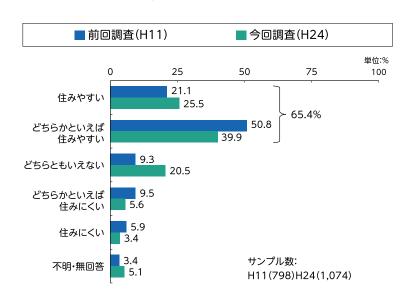
回収数:1,074票 回収率:53.7%

2 主な結果

調査結果の詳細は、別冊「四万十市まちづくりに関するアンケート調査報告書」(平成25年3月)に取りまとめています。ここではその中の主なものを掲載しています。

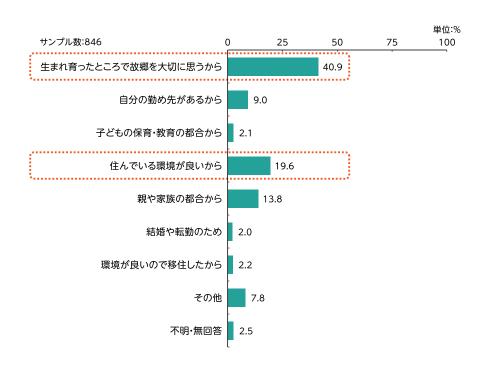
●四万十市の住みやすさについて

「住みやすい・どちらかといえば住みやすい」という回答が65.4%と、「住みにくい・ どちらかといえば住みにくい」を大きく上回っていますが、前回調査と比べると住みや すい評価がやや少なくなっています。



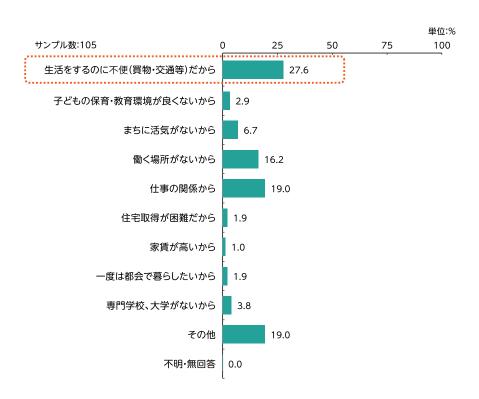
●住み続けたい理由

「故郷を大切に思うから」が40.9%で最も多く、次いで「環境が良いから」となっています。



●いずれは市外に住みたい理由

回答者そのものが少数ではありますが、「生活に不便」という理由が最も多くなっています。



●毎日の生活の各面における評価

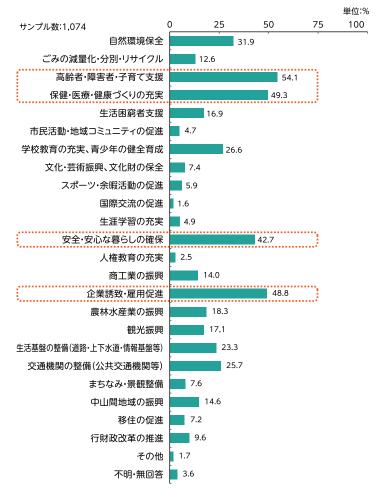
満足度が高いのは「緑、水や自然の豊かさ」が最も高く、その他では「暴力や犯罪の 少なさ」「日用品、食料品などの買い物の便利さ」となっています。

一方、不満度では、「雇用の場の確保」と「夜間の生活道の明るさや歩道の安全性」に対する割合が高く、その他、「公共交通機関の使いやすさ」や "暮らしの安全に関すること (防災等)" についての不満も多くみられます。

一	男		女	
(暮らしの安全)	満足派	不満派	満足派	不満派
地震や津波からの安全性	14.8	37.8	9.9	46.2
台風・豪雨災害からの安全性	12.4	37.1	6.7	43.6
災害時の避難路及び避難場所の整備	10.8	39.2	7.5	46.0
暴力や犯罪が少ないこと	42.6	8.0	37.0	10.6
夜間の生活道の明るさや歩道の安全性	13.2	46.0	10.8	50.7
消費者保護のための相談体制と情報提供	3.6	19.9	3.5	18.9
暮らしの安心	第 満足派	引 不満派	満足派	τ 不満派
健康診断、健康相談や健康増進活動のサービスの機会が多い	17.8	11.9	18.4	9.7
病院・医院・診療所等が身近で充実している	25.2	24.9	25.1	26.9
介護を必要とする高齢者へのサービスが充実している	9.6	18.3	9.9	17.3
高齢者の憩いの場や集まる機会が多い	7.8	16.2	9.6	14.1
高齢者や障害のある人が暮らしやすい	5.3	26.5	4.1	27.7
保育内容や子育て相談サービスが充実している	5.5	17.2	3.7	18.8
雇用の場が確保されている	3.0	58.1	2.4	54.2
	9		\$	
(暮らしの利便)	満足派	- 不満派	満足派	· 不満派
日用品・食料品などの買物の便利さ	33.9	12.4	36.3	15.2
通勤・通学・通院の便利さ	22.9	19.7	22.5	21.7
銀行・郵便局など金融機関利用の便利さ	28.6	13.1	29.5	12.1
公共交通機関(バス・鉄道など)の使いやすさ	10.7	36.1	8.5	38.7
身近な地域での道路の使いやすさ	17.1	27.9	14.8	24.4
国道などの幹線道路の使いやすさ	15.1	27.2	11.6	23.7
市役所や総合支所の身近さ	21.0	14.4	18.3	17.9
携帯電話やブロードバンド(インターネット)通信の便利さ	15.3	19.6	12.3	14.4
暮らしの快適	男		\$	
	満足派 不満派		満足派	不満派
緑、水や自然の豊かさ	65.2	2.3	66.8	1.7
子どもの遊び場や公園、広場の身近さ	23.8	17.1	24.4	20.9
まちの美観や周囲の景観	20.2	13.7	17.0	15.0
上水道・簡易水道等の整備状況(水道の普及)	29.5	11.7	26.2	10.7
下水・排水の処理対策(生活排水処理)	17.6	23.6	16.5	18.6
ごみの減量・分別・リサイクルの取り組み	31.8	8.4	34.4	6.4
快適な住環境(宅地)の購入環境	9.3	12.4	9.7	10.2
教育・文化		引 不満派	満足派	て <u>不満派</u>
学校教育の充実	9.8	14.4	6.5	14.5
誰もが気軽に参加できる生涯学習の機会	7.1	15.8	7.0	11.6
こどもたちが健全に成長できる環境	13.2	14.2	11.1	13.1
芸術・文化に親しむ機会が多い	6.4	27.7	5.6	28.3
スポーツを楽しむ機会が多い	7.1	20.4	7.5	16.4
伝統文化の保存・継承がされている	9.4	20.4	6.5	15.4
ログラストログストログストログストログストログストログストログストログストログストログ	3.4	20.0	0.5	10.4

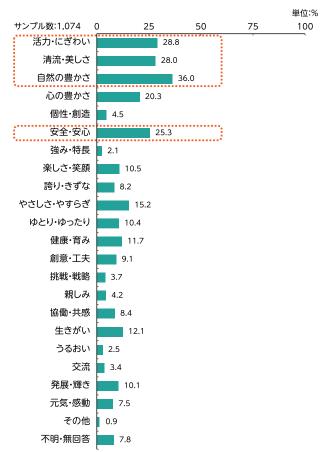
●重点的に取り組むべき施策

子どもから高齢者までの切れ目ない「医療・保健・福祉」の充実や「安全・安心な暮らし」「企業誘致・雇用促進」を求める声が強くなっています。



●今後のまちづくりのキーワード

「自然の豊かさ」「活力・にぎわい」「清流・美しさ」 それに「安全・安心」が主なものとなっています。





時代の潮流と人口の見通し

1 時代の潮流

本市を取り巻く時代の潮流は、次の7つのキーワードにまとめることができます。



人口構造の変化

日本全体が人口減少社会となった一方で、高齢者の人口は年々増加し、本格的な高齢社会になっています。

本市においても、年少人口及び生産年齢人口がともに減少傾向にある一方で、老年人口は増加の一途をたどっており、社会保障関係費の増大や地域の活力低下などへの影響が懸念されています。

今後も、活力のあるまちとして発展していくためには、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、高齢者が生きがいを持って暮らせる社会づくりなど、子どもから高齢者まで安心して住み続けられるまちづくりを進めていくことが必要です。

安全・安心への対策

平成23年3月11日の東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらすとともに、 原子力発電所の事故と相まって、環境やエネルギー問題など、国民に生活の見直しを迫る ことになりました。

また、本市においては南海トラフ巨大地震の発生が懸念されており、防災への意識や備え、緊急時における迅速な対応等、市民一人ひとりの意識の向上が必要となっています。

災害による被害を最小限に抑えるため(減災)、これまで以上に市民が安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりを進める必要があります。

景気低迷と日常生活への影響

我が国の経済は、長引く低迷に加え、東日本大震災の影響も相まって、企業業績の悪化や雇用不安の増大など、先行き不透明な状態が続いており、アベノミクス効果が期待されるところですが、大胆な金融緩和策により、大手企業を中心に業績が上向き始めているものの、地方にとって、その効果は実感できない状況にあります。

本市の立地状況を考えたとき、企業誘致的な視点も必要ですが、むしろ地域の資源・人材を最大限活用した6次産業化への取り組みを推進し、地域で回る経済の仕組みを考えていくことも重要な視点です。

深刻化する環境問題

地球温暖化の進行は、将来の人類や環境に危機的な影響を与える可能性があると言われており、温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減等の取り組みが進められています。

本市の豊かな自然を将来世代に引き継ぐために、水と緑の保全や緑化を推進するとともに、資源循環型社会の形成に向けた取り組みを、市民・事業者及び行政が連携・協力し推進することが必要であり、またそのことが自然環境豊かな四万十市の特性を活かすことにつながるものです。

地域コミュニティの再生

核家族化や高齢化の進行、価値観や生活様式の多様化などにより、地域のつながりが希 薄化する中、地域の課題を解決していくためには、コミュニティ機能を高めていくことが 重要となっています。

本市においても、地域コミュニティの希薄化は、人口の減少や少子高齢化の影響等を背景に徐々に表れており、今後、支えあう福祉、みんなで守りあう防災・減災といった観点からも、コミュニティの強化はさらに必要となっています。

協働のまちづくりの推進

複雑・多様化する課題や市民ニーズに柔軟に対応するためには、行政のみが課題解決に あたるのではなく、様々な主体と協力しながら施策を展開していくことが不可欠です。

本市でも、環境や福祉、防災などの様々な分野で市民団体などが活発に活動しており、 今後も、行政と市民が互いに適切な役割を担いつつ、参加と協働(※)によるまちづくり を一層発展させていくことが必要となっています。

※協働

同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと

分権型社会の進展

国から地方へ権限や財源を移譲し、地域の自主性及び自立性を高めるための改革が進む中、住民にとって最も身近な基礎自治体の果たす役割と責任は、これまで以上に大きくなってきます。

本市では、人口の減少とともに、全国や県平均を上回る高齢化率や脆弱な産業基盤のほか、長引く景気低迷を受け、財政力も厳しい状況にあります。だからこそ地域の自主性を活かし、創意と工夫に満ちた、自主的・自立的なまちづくりをより積極的に実現していくことが求められており、市のマネジメント力を高めるとともに、住民や民間の力を活かした"地域ぐるみによる自主的なまちづくり"という取り組みが重要になってきます。

2 人口の見通し

1)我が国の人口動向と将来の見通し

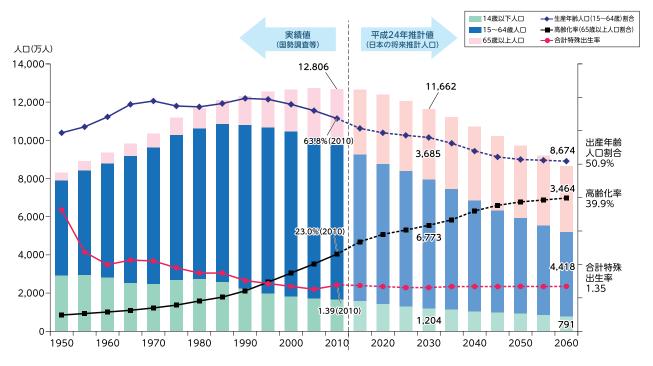
我が国の人口は平成20年(2008年)をピークに、その後は減少傾向が続いており、"人口減少社会"に転じたと言われています。

国の施策として少子化対策に力を入れ、合計特殊出生率を少しでも上げる取り組みがな されていますが、当面はこの減少傾向が続くことを前提にする必要があります。

各自治体間においてはそれぞれのまちづくりの工夫を行い、人口減少の抑制や、新たな人口流入対策に取り組んでいるところですが、高知県下でみても、この5年間(国勢調査)で香南市を除く全ての自治体で人口減少となっています。

今後は、人口の減少を極力抑制していくという考えを基本にしながら、人口の大小や増減だけではなく、住んでいる住民の幸福度をいかに高めていくか、また、人口の年齢構造の変化にいかに対応していくか、さらには、投資対効果という概念も踏まえいかにコンパクトなまちづくりを目指すか、といったことも長期的視点で取り組んでいくべき課題であると考えます。

●我が国の人口動向と将来の見通し



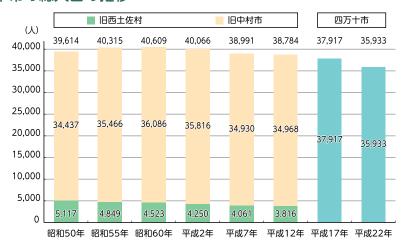
(資料) 厚生労働省

2) 本市の人口の見通し

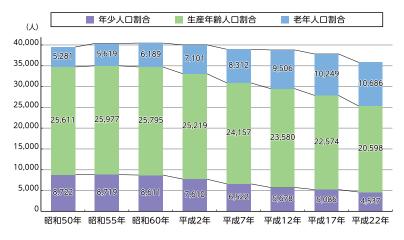
本市の人口の動きを国勢調査でみてみると、次のようになっています。

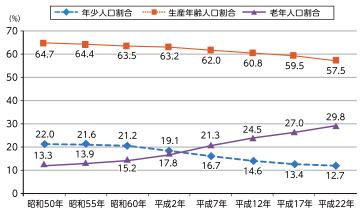
- ▽ 昭和60年以降は減少傾向が続き、平成22年には35.933人になっています。
- ▽ 年齢別でみてみると、少子高齢化の状況が顕著に表れており、「年少人口(0~14歳)」と「生産年齢人口(15~64歳)」は減少し、「老年人口(65歳以上)」は逆に増加した結果、平成22年の高齢化率は29.8%となっています。

●四万十市の総人口の推移



●年齢3区分別の人口と構成比率の推移





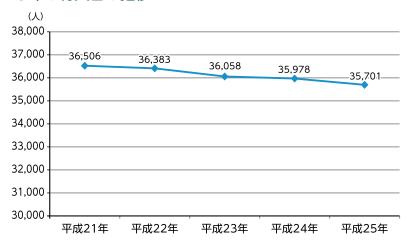
最近の5か年の人口の動きを住民基本台帳のデータでみると次のようになっています。

- ▽ 人口は減少傾向が続いており、平成25年では35.701人となっています。
- ▽ 年齢別にみても、「0~14歳」及び「15~64歳」は減少傾向が続き、一方「65歳以上」は増加傾向にあり、平成25年の高齢化率は31.2%となっています。

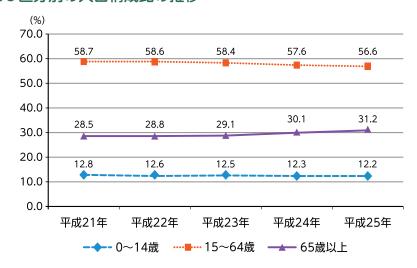
●最近5か年の人口の動き(住民基本台帳、各年10月1日現在)

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
	総数	36,506	36,383	36,058	35,978	35,701
	0~14歳	4,674	4,582	4,499	4,430	4,355
	15~64歳	21,428	21,337	21,049	20,726	20,205
	65歳以上	10,404	10,464	10,510	10,822	11,141
	0~14歳	12.8	12.6	12.5	12.3	12.2
構成比	15~64歳	58.7	58.6	58.4	57.6	56.6
	65歳以上	28.5	28.8	29.1	30.1	31.2

●最近5か年の総人口の推移



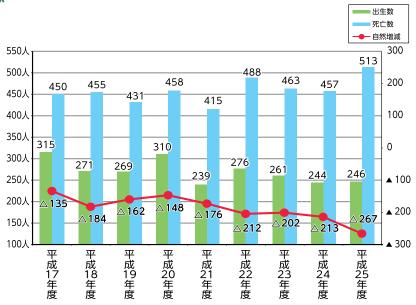
●年齢3区分別の人口構成比の推移



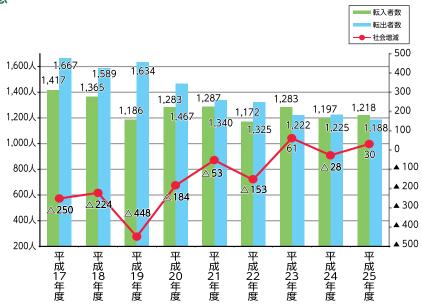
また、本市の人口の動きを、「自然動態 (出生・死亡)」と「社会動態 (転入・転出)」で みると次のようになっています。

- ▽出生数は毎年250人前後で推移していますが、全体的に減少傾向になっています。
- ▽死亡数では、平成25年度は500人を超えていますが、それまでは毎年450人前後で推移しており、その結果、自然増減でみると出生数の減少に伴い"自然減"の傾向がやや増えています。
- ▽転入者数は、近年は毎年1,200人前後で推移しています。
- ▽転出者数は近年徐々に減少してきており、その結果、社会増減も減少数が徐々に少 なくなっています。

●自然動態

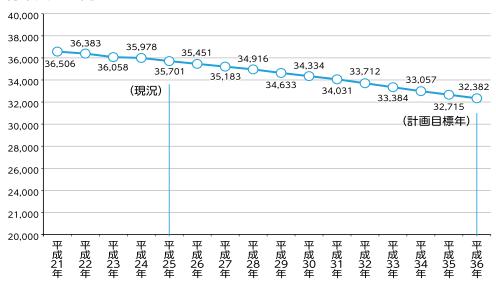


●社会動態



このような状況を背景に、本計画目標年である平成36年の人口の見通しとしては、平成25年の35,701人に対し、平成36年は32,400人程度になることが推計されます。平成25年から平成36年までの11年間で約3,400人、年間平均で約300人の減少となります。

●本市の将来人口の見通し



このような見通しを踏まえ、今後の人口についての考え方は次のとおりとします。

〈自然動態からみて〉

- ○死亡数は450人前後で推移していますが、高齢化に伴い、増加することが想定されます。
- ○出生数は毎年250人前後となっていますが、近年減少傾向にあります。
- ○出生数を増やしていくことは大きな 課題ですが、引き続き子育て支援等 に努めていく必要があります。
- ○ただし、自然動態全体からみると、 自然減を自然増に転じさせることは 難しい状況にあります。

〈社会動態からみて〉

- ○現在転入と転出はほぼ拮抗しています。
- ○ただし、少子化の進展により進学や就職などで転出する若者の絶対数が減ったことがその一因として考えられるもので、市内に留まる若者が増加しているものではなく、また、転入者が増加していないことからも、決して楽観視できるものではありません。
- ○今後、定住環境や雇用環境を高めることで、転入者 を増やし、転出者を抑えていく必要があります。
- ○社会増減をプラスに転換させることはハードルが高いものですが、人口減少を抑制していくための重要な視点です。

〈今後の見诵し〉

- ○日本全体が人口減少社会に転じた中において、本市においても、多くの他市町村と同様に人口の減少が続くと考えられています。
- ○しかしながら、まちづくりを支える力を維持していくためにも、人口維持は重要な課題であり、本市の持つ特性を活かしながら、自然減を極力少なくし、社会増減をプラスにしていくことを目指し、取り組みを加速させる必要があります。
- ○このため、転出者を減らし、転入者を増加させる大きな要因である雇用の場の確保をはじめ、生活 しやすい環境整備に加え移住対策を強化するなど、複合的な対策を講じていくことが重要です。
- ○今後は、人口減少を抑制し、定住人口を確保していくため、「重点プロジェクト」の推進に向け積極的に取り組みます。



今後のまちづくりの課題

本市の特性、市民のニーズ、および本市を取り巻く社会・経済環境の変化(時代の潮流)からみて、今後のまちづくりの課題は次の点に集約されます。

人口減少をいかに抑制するか

- ○人口減少に対して、いかに減少率の歯止めをかけるか。
 - ・安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図る
 - ・若い人の就業の場を創る
 - ・新規住民(U・Iターンや2地域居住)の導入を図る

産業の活性化をいかに図るか

- ○一次産業の立て直しや、市全体としての産業力をいかに高めるか。
 - ・優れた農林水産物の生産力の維持・強化
 - ・地域資源(豊かな自然環境、豊富な一次産品、食や歴史・文化など)を活かした産業間連携による高付加価値化(6次産業化など)と販売促進
 - ・観光による産業間の有機的な連携と発信
 - ・産学官金の連携による産業の新たな展開
 - ・ブロードバンドの整備充実による、産業立地環境の整備・充実

防災・減災への対応をいかに強化するか

- ○南海地震や緊急時における防災・減災への取り組みをいかに強化するか。
 - ・防災拠点基地など防災・減災のための施設整備の充実
 - ・自主防災組織の充実と、地域ぐるみによる要援護体制の充実
 - ・防災・減災体制へ向けた地域との連携や意識向上、広域連携の強化

市民の福祉環境の充実をいかに高めるか(人口定住面でも重要な要因)

- ○少子・高齢化を踏まえ、市民の暮らしの充実をいかに高めるか。
 - ・子育てするなら四万十市といった受け入れ環境の整備
 - ・高齢者の生きがいを含めたまちづくりへの積極的な参加
 - ・障害者や要支援者を支える仕組みづくり

四万十らしさの発揮をいかに推進するか

- ○広域圏の中核都市としてふさわしい市街地の魅力をいかに高めるか。
 - ・中心市街地の景観整備
 - ・交通アクセスの利便性向上と集客機能の強化
- ○豊かな自然環境を活かした環境型社会をいかに推進するか
 - ・再生可能エネルギー対策の推進
 - ・省エネ対策の推進
- ○四万十川の環境をいかに保全・活用していくか

中山間地域対策をいかに進めるか

- ○地域の特性や違いを含めた地域対策をいかに図るか。
 - ・地域における組織的な生産活動と加工、販売の仕組みや拠点づくり
 - ・森林資源の有効活用
 - ・グリーンツーリズムなど交流人口の拡大に向けた取り組み
 - ・ I ターンや 2 地域居住の場としての活用





- I 基本理念
- Ⅱ将来像
- Ⅲ 基本目標
- Ⅳ 施策の体系

基本理念

日本全体が本格的な少子高齢化、人口減少社会へ移行している中で、地球規模での環境問題を背景に、できるだけ環境への負荷を軽減するための保全対策はもとより、四万十市らしさの象徴である豊かな自然環境を活かしたまちづくりが求められています。

また、地方分権の進展は地域の特性に応じたまちづくりが可能となる反面、持続的な行財政運営を担保とした市民サービスの充実が求められています。そのためには、様々な分野で市民と行政が互いに適切な役割を担いつつ連携を強めるとともに、地域住民のコミュニティの充実を図っていくなど、「つながり」や「支えあいの心」を深めていくことが重要です。

こうした社会的背景を踏まえ、本市では、緑豊かな山々や悠然と流れる四万十川などの 自然の恵みと地域風土に育まれてきた歴史や文化を財産とし、その質をいかに高めていく かを模索しながら、まちや地域の持続的な発展を目指していくことが必要です。

このため、本計画に基づくまちづくりを実現するうえで、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方として、以下のように基本理念を定めます。

磨く

四万十市が有する地域資源(環境、産業、文化、人材)が本市の財産です。四万十らしいまちづくりの素材でもあるこれらの資源を、今一度、磨き輝かせ個性あるまちとして内外に発信していくまちを目指します。

つなぐ

産業間のつながり、人と人との つながり、さらには地域間のつな がりを強化することにより、総合 力・競争力を高めていくまちを目 指します。

支えあう

普段の暮らしから緊急時の対応まで、市民誰もが"安全・安心"に暮らせるために、家族間の支えとともに地域ぐるみによる支えあいがある、あたたかでコミュニティ豊かなまちを目指します。

将来像

本市の将来像として、市民等の声からは次のようなイメージとなっています。

自然・環境が すばらしいまち 活力やにぎわい があふれるまち 誰にとっても 安全・安心なまち

歴史・文化 が香るまち

市民みんなで 創る協働のまち

このまちのイメージと、基本理念で示した3つのキーワード「磨く・つなぐ・支えあう」から、本市の将来像は次のものとします。

人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市

~ "にぎわい・やすらぎ・きらめき"のあるまちづくり~

- 四万十川をはじめとする豊かな自然は、これまで市民生活の営みの礎にあり、本市の文化を創りあげてきた財産です。
- 市民にとってかけがえのないこの財産を誇りとし、磨き輝かせるとともに、それを育む 人のつながりを強めることで、本市の産業の活力、人の元気・笑顔を生み出す原動力とな り、ひいては、市民が住みたい、住み続けたいと思える状態を「人が輝き、夢が生まれる」 で表現しています。
- また、「悠久と躍動」は、先代から引き継がれた豊かな自然と文化を表現した悠久と、それを磨き輝かせることで地域力(人材、産業)が高まることを躍動で表しており、脈々と受け継がれてきた財産を守り育て次世代につないでいくという視点と、この財産を磨くことでまちに活力を持たせていこうという2つのキーワードを組み合わせたものです。
- サブタイトルにある「にぎわい」は、産業や観光のにぎわい、中核都市である本市の中心地としての市街地の魅力づくり、地域内外の人の交流を表し、「やすらぎ」は、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる、暮らしたいと思えるまちを、また、「きらめき」は、教育や文化の個性のきらめきを目指すとともに、四万十川をはじめとする自然を今以上に豊かにしていくものとして掲げています。

|| 基本目標

将来像達成のための基本目標は次の6つとします。

人が輝き。夢が出まれる 四万十市 悠久と曜動のまち 四万十市

自然と共生した安心で快適なまちづくり

にぎわいと住みやすさのあるまちづくり

地域資源を活かした産業の力みなぎるまちづくり

豊かな心と学びを育むまちづくり

健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり

協働で築く地域力のあるまちづくり

施策の体系

6つの基本目標に沿った、施策の展開の考え方は次のものです。

自然と共生した安心で快適なまちづくり

本市の財産である、四万十川に象徴される自然環境を保全し後世に継承していくことは 私たちの責務でもあります。また、この優れた自然環境は単に守るだけでなく、市民や来 訪者の憩いの場としていくとともに、本市をアピールするブランドとして高めていく必要 があります。

さらに、自然環境が優れた地域だからこそ、今の時代に求められている循環型まちづくりへの取り組みをさらに進めるとともに、3R運動(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)にも積極的に取り組み、自然に、地球にやさしいまちづくりに努めます。

一方、自然災害は、時として市民の生命に大きな危害を及ぼします。特に南海トラフ巨大地震に対する防災・減災への万全な対応が求められるとともに、市民の日頃からの災害に対する危機意識の醸成や、市民相互の支え合いのネットワーク形成に努めていきます。

政策	施 策
	1 豊かな自然環境の保全
1 環境との共生の推進	2 美しい水環境・景観の形成
	3 循環型社会の構築と地球温暖化の防止
2 安全・安心の確保	4 災害に強いまちづくりの推進
2 女主:女心の唯体	5 消防・救急体制の充実

にぎわいと住みやすさのあるまちづくり

本市は幡多広域圏の中核都市の役割を担っていることから、都市機能の充実を図るとともに、市の顔となるにぎわいのある中心市街地の形成に努めていく必要があります。また、地産地消・地産外商の拠点となる西土佐道の駅を中心に、四万十町~愛媛県間の観光客等を受け止める北の玄関口としての機能強化を図っていく必要があります。

これら都市機能を発揮するためには、道路・交通ネットワークの充実が必要であり、高知自動車道及び松山自動車道の延伸に対応した広域ネットワークの整備促進を図るとともに、人・車の流れを吸収するための市内の道路・交通環境の充実に努めます。あわせて、市民の足として、また交通弱者の重要な交通機関であるバス、鉄道の充実を図るため、関係機関や周辺自治体とも連携した取り組みを進めます。

一方、居住環境をはじめとする市民の日常的な生活空間の整備を推進するとともに、定 住環境の基盤でもある情報化への充実を進めるなど、本市の情報発信力を高めていきます。

また、都市活動の基盤となる公共施設等社会資本ストックについては、施設の必要性等を再検証し、これからのまちづくりに適合した再整備のあり方を見据えた計画的な取り組みを進めていきます。

さらに、交通安全や犯罪のないまちづくりに努め、にぎわいとともに安心で住みやすい まちづくりに努めていきます。

	政 策	施 策
3	拠点都市機能の充実	6 にぎわいのある市街地の形成
3	拠点的目域形の元夫	7 交流基盤の整備
		8 良好な居住環境の整備
4	住みやすさの確保	9 都市基盤の整備・充実
		10 防犯・交通安全の推進

地域資源を活かした産業の力みなぎるまちづくり

産業の力は、いわば地域活性化のエンジンとなるものであり、働ける場は人口定住のための大きな条件となるものです。本市は、豊かな自然環境を背景に多様な農産物、全国有数の森林資源、ブランド力のある水産資源を有しています。また、"四万十川"という全国ブランドの資源もあり、観光面では多くの人の来訪をみています。

しかしながら一方で、大消費地から遠く、小規模事業所等が多い本市の産業は、生産力や販売力の弱さとともに担い手や人材の確保が厳しい局面にあります。

このような強み・弱みを総合的に捉え、まずは地域連携・産業間連携を強め、産業としての足腰や地力を高めていくことに努めます。その上で"四万十ブランド"を活かした情報発信と"外商"の強化を図るとともに、産学官金の連携を含め担い手や人材の確保に努めていきます。

	政 策	施 策
		11 豊かな食を育み、地域で暮らし稼げる農業の振興
_		12 山で若者が働く、全国トップクラスのヒノキ産地づくり
5	地域資源を活かした 産業の育成	13 次世代へつなぐ資源回復と安定し魅力ある水産業の振興
	<u></u>	14 顧客に選ばれる商工業の振興とにぎわいの創出
		15 地域の誇りが人を誘う、おもてなしの"環光"(※)地づくり

^{※ &}quot;環光"には、本市の豊かな環境(山川海、景観、暮らしなど)を守り育み続けながら、人、経済が循環する観光地 を目指すという思いが込められています。

豊かな心と学びを育むまちづくり

子どもの教育は学力だけでなく、社会に出て自立していく力、生きていく力を養うための大切なプロセスとなるものです。さらに、本市の地域特性を活かした特色ある教育環境を充実していくために、学校間の連携とともに、学校、家庭、地域が一緒になって取り組む学びの環境づくりに努めていく必要があります。

また、幼児、子ども、青年、成人、高齢者がそれぞれのライフステージの中で、学ぶ場やスポーツを楽しめる場づくりの充実を図り、生涯学習や生涯スポーツを通じ、自己啓発や市民相互の交流が促進される仕組みづくりに努めるとともに、これらの活動を通して青少年の健全な育成を図っていきます。

さらに本市には優れた自然環境と歴史の中で育まれた豊かな地域文化があり、これら文化の保存・継承とともに、芸術・文化を介した多彩な交流を展開し、地域文化の振興に努めます。

	政 策	施 策
6 夢を育む教育の推進		16 学校教育の充実
6	安で目 () 教目の推進	17 青少年・若者の育成
7	地域文化の振興	18 地域文化の再発見・保全
_ /	地以又TUVJ旅興	19 生涯学習・スポーツの振興

健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり

子どもから高齢者まで、すべての人が住み慣れた家庭、地域の中で健康を維持し、安心して生活できる社会の実現が重要です。そのためには、自らの健康と生きがいを自らが作り出すことを基本に、個人、家庭、地域が互いに支え合う共生社会が求められ、市民と行政が一体となった健康増進対策、安心して暮らせる福祉の充実、医療体制の強化に努めていく必要があります。

また、少子高齢化の進展は本市においても喫緊の課題となっています。福祉は自助・共助・公助が基本となるものですが、子どもを育てること、あるいは高齢者を支えることにおいては、特に共助が重要であり、地域の支え合いや絆が基本となります。一方、これからは高齢者パワーを積極的にまちづくりの中で発揮できる体制づくりも重要となり、これらのことが、人口減少が進む本市において、少しでも人口減少を食い止める重要な対策になるものです。

さらに、障害のある人が、住みなれた地域で安心して暮らし、自立した生活が送れるよう福祉サービスの充実や、就労等の社会参加の機会確保などに努めるとともに、低所得者や母子・父子家庭への就労支援などの充実に努めます。

	政 策	施 策
8	住民みんなの健康づ	20 医療体制の充実
	くりの推進	21 生涯健康づくりの推進
		22 地域福祉の推進
9	9 支えあう地域づくりの推進	23 地域で支える子育ての推進
		24 高齢者福祉の充実
		25 障害者福祉の充実

協働で築く地域力のあるまちづくり

快適で住みよく、夢が持てるまちづくりを進める考え方は、全ての市民が共有するものです。そのためには、自治会などのコミュニティ組織を中心に、家庭から地域へ、地域からまち全体へと広がる地域間の交流の仕組みづくりを構築し、市民総参加の協働のまちづくりを進めていく必要があります。

また、誰もが平等に社会へ参加し、自由で平和に暮らせる環境にあることは、市民の共 通の願いです。

このような持続したまちづくりを支えるものとして、行財政の健全で効果的運営が基盤となるものですが、少子高齢化社会を迎え、扶助費を中心とする義務的経費が増加する傾向が顕著となる中で、本市においても引き続き厳しい財政状況が見込まれます。このことから、最小の経費で最大の効果を生むよう、真に市民が必要とする施策への展開を図るため、計画的・総合的な行財政運営に努めていきます。

	政 策	施 策
10	住民自治と協働の 推進	26 住民自治と地域活動の推進
		27 人権が尊重されるまちづくり
		28 協働の推進
11	行財政の運営	29 効果的な行財政運営
		30 広域行政の推進

基本計画

第1章 自然と共生した安心で快適なまちづくり

第2章 にぎわいと住みやすさのあるまちづくり

第3章 地域資源を活かした産業の力みなぎるまち

づくり

第4章 豊かな心と学びを育むまちづくり

第5章 健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり

第6章 協働で築く地域力のあるまちづくり

第一章

自然と共生した 安心で快適なまちづくり

政策1 環境との共生の推進

施策1

豊かな自然環境の保全

現況と課題

市の特徴である山・川・海の豊かな自然環境はかけがえのない財産であり、私たちには、この財産を次の世代に引き継いでいく責務があります。また、自然環境は、産業を支える資源のみならず、地球温暖化の抑制や人々に安らぎを与え、心身の緊張をほぐす保健休養の場になるなど、多面的な機能を有しています。

しかしながら、鳥獣被害による植物等へのダメージや、外来生物による生態系への影響が懸念されるとともに、担い手不足などによる農地の管理が不十分な状況が見受けられます。このため、里山の環境を保全するため、制度を活用した地域活動の促進を図っていくことも必要です。

また、本市の特徴である豊かな自然は、市の財産であるという認識に立ち、特に自然に触れ合う機会が減少傾向にある次世代を担う子どもへ環境学習の機会を増やすなど、市民がこの豊かな自然環境の保全に向けた意識の醸成を図っていくことが最も重要です。

◆目標指標

指標	現 況	目標
自然学習の実施対象枠の拡大	保育所、小学校(H26)	保育所、小・中学校
有害獣(シカ)の個体数	22,000頭 (H24)	5,300頭

名 称	策定年	計画期間
環境基本計画	H25	H25~ H29
鳥獣被害防止計画	H24	H24~ H26

	施策名	内 容
1	自然環境に対する 住民意識の啓発	①子どもへの自然学習の取り組み強化・子どもの頃から自然に親しむ「水辺の楽校」等や学校教育の総合学習など、自然学習への取り組みを強化します。②市の広報活動の充実・広報誌やホームページ等を通じた情報発信の充実に努め、市民の環境に対する意識醸成を図ります。
2	地域による環境保全	 ①人と鳥獣の良好・適正な環境づくり ・防護柵の設置と捕獲の促進、捕獲の担い手の確保・育成により、鳥獣被害対策を強化します。 ②地域における環境保全活動の促進 ・これまでの地域活動による美化活動に加え、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度の活用を促進します。 ③特定外来生物への対策 ・栽培や販売が禁止されているオオキンケイギクなどの特定外来生物の情報等、市民へ周知の徹底を図るとともに、駆除対策に向け、取り組みを進めます。
3	公害防止対策の 推進	①未然防止の推進・騒音・振動・悪臭の防止や有害化学物質の汚染防止に向け、公害に関する知識や各種法令等の普及啓発に努めます。②苦情処理体制の充実・公害の発生源の調査をはじめ、適切な苦情相談に対応するため、関係機関との連携を強化します。



施策2 美しい水環境・景観の形成

現況と課題

豊かな森林とそこで育まれた清らかな水が、四季折々の美しい風景を映し出す河川や田 畑に流れ込み、本市の特徴である豊かな自然環境を象徴しています。

この豊かな自然環境の中においても、四万十川は、川本来の原風景が保たれ、広大な汽 水域に200種類を超える水生生物が生息し、今もなお、アユ漁やアオノリ漁、ゴリ漁といっ た人との関わりの文化が残されている貴重な川です。

このことが評価され、平成21年に上流・中流・下流の5市町(津野町、梼原町、中土佐 町、四万十町、四万十市)の流域が「重要文化的景観」として、文化庁より選定されまし た。流域という単位で選定されるのは我が国初のことであり、大きな期待と注目を集めて います。

しかしながら、近年、社会資本の整備や生活様式の変化に伴い、流域の自然も徐々に変 わりつつある中、地域の特徴的な景観が損なわれることが危惧されており、今後、景観計 画や文化的景観の整備活用計画により、景観の保全・活用を図っていく必要があります。

また、貴重な水産資源でもあるアユ、スジアオノリの漁獲量は減少しており、大学連携 により各種調査・試験によるデータ収集等を実施し、生態系の保全に向けた対策を講じて います。

今後、美しい河川環境の保全を図るためには、森林や農地からのアプローチに加え、景 観保全など、総合的な対策が必要であるため、引き続き、産・学・官・民による連携や協 働がますます重要となっています。

◆目標指標

指標	現 況	目標
生活環境の保全に関する環境基準(河川)項目類型	A A (H26)	АА
特別栽培米基準以上面積	56ha (H26)	100ha
市有林間伐実施面積	100ha/年(H25)	200ha/年
公共下水道接続率	86.6% (H25)	91.6%

名 称	策定年	計画期間
環境基本計画	H25	H25~ H29
景観計画	H20	_
四万十川流域の文化的景観(保存調査報告書・保存計画書)	H20	_

施策名	内容
1 清流の保全	 ①水質調査の継続 ・四万十川や各河川の定期的な水質の調査を実施し、河川環境の監視体制を継続します。 ②環境に配慮した農業の推進 ・水田からの濁水対策や減農薬農法など、環境に配慮した農業の推進を図り、河川の環境保全に努めます。 ③間伐による森づくりの促進 ・森林経営計画に基づき、適切な間伐による長期的かつ計画的な森林育成を促進します。 ④協働による保全対策の推進 ・四万十の日実行委員会や四万十市民憲章推進協議会と協働し、官民一体となった取り組みを進めます。 ・四万十川総合保全機構など、流域4町や広見川流域市町と歩調を合わせ清流保全対策の充実に努めます。 ⑤排水対策の推進 ・水質汚濁防止のため、公共下水道への接続率の向上に努めるとともに、合併処理浄化槽の普及を促進します。
2 水辺景観と生態系の保全	 ①河川美化活動の推進 ・美しい水辺環境の創出と維持のために、ボランティアを中心とした市民の力による美化活動の推進に努めます。 ②景観の保全・活用 ・四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の周知徹底を図るとともに、景観計画や文化的景観の整備活用計画により、景観の保全・活用を図ります。 ③生態系の保全 ・大学との連携などにより、各種調査・試験によるデータ収集を継続し、アユ、スジアオノリ等の生態系の保全に努めます。 ・四万十川入田地区のアユの瀬づくりや汽水域の浅場の再生等に向け、官民が一体となった四万十川流域の生態系保全の促進を図ります。

施策3

循環型社会の構築と地球温暖化の防止

現況と課題

21世紀は「環境の世紀」とも言われ、我が国のみならず世界的に取り組むべき重要課題となっています。

四万十市は、四万十川をはじめ豊かな自然環境に恵まれた地域であり、この基本財産を 後世に残し、伝えていく責務があります。

四万十市環境基本条例に基づき、平成20年に環境基本計画を策定し、これまで市民、事業者、市などが協働しながら、総合的かつ計画的に環境保全に関する取り組みを進めてきました。

こうした中、計画策定後5年間でごみの排出量が減少し、リサイクル率が向上したことは、これまでの取り組みの成果が着実に表れてきているものだと言えます。

また、平成21年度に「四万十市役所地球温暖化防止実行計画」を策定し、市が事業所として温室効果ガス削減や省エネ対策に率先して取り組んだ結果、当初の削減目標を達成するなど、一定の成果を挙げています。

今後とも、ごみの排出量の削減やリサイクル率の向上に努めるとともに、再生可能エネルギーの導入や利用の促進を図り、環境に負荷の少ない循環型社会の構築に向け、取り組んでいくことが重要です。

◆目標指標

指標	現 況	目 標
ごみ排出量	12,869t (H25)	10,320t
リサイクル率	10.4% (H25)	14.2%
市役所温室効果ガス(CO ₂)の排出量	7,113t (H25)	6,728t
住宅用太陽光発電システム設置補助累積発電能力	702kw (H25)	2,130kw
省工ネ型街灯補助累積灯数	34灯(H25)	180灯

名 称	策定年	計画期間
環境基本計画	H25	H25∼ H29
市役所地球温暖化防止実施計画(第2次)	H25	H25~ H29

	施策名	内容
1	3 R(※ 1)運動 による資源再利用 の仕組みづくり	 ①ごみの減量化とリサイクルの推進 ・マイバック運動によるレジ袋削減や剪定木等のたい肥化によるごみの減量化を推進します。 ・分別収集の徹底や家庭ごみ減量チャレンジ事業等を通してリサイクル活動を積極的に促進します。 ②環境マナーの向上 ・不法投棄をしない、させない運動を徹底するとともに、環境美化に対する住民意識の向上を図ります。
2	地球温暖化防止への取り組み	 ①再生可能エネルギーの導入 ・太陽光発電の普及を図るため、公共施設等への導入を推進するとともに、家庭への普及を促進します。 ・木質系の再生可能エネルギーの導入方法について検討します。 ②温室効果ガスの削減対策 ・省エネ対策、節電情報の提供、啓発により、エネルギーの効率的な利用を促進するとともに、低公害・低燃費車の導入促進等、環境対策への積極的な取り組みを推進します。 ・地域(高知県)版Jクレジット(※2)の認定に向けた取り組みを推進するとともに、県との連携を図りながら、協働の森づくりを促進するなど、企業との連携強化に努めます。

%1 3R

リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の略

※2 地域版Jクレジット

省エネルギー設備の導入や森林経営などの取り組みによる、CO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として認証し、企業等のクレジット活用者へ売却(市場での排出権取引)できる制度



政策2 安全・安心の確保

施策 4

災害に強いまちづくりの推進

現況と課題

平成23年3月11日の東日本大震災は自然災害に対する多くの教訓を示しました。

本市においても、南海トラフ巨大地震発生時には甚大な被害が想定されるため、これまで沿岸部を優先し、津波避難対策を推し進めてきましたが、市街地、山間地への早期の対策も求められています。また、地震や津波のみならず、近年多発している局地的集中豪雨による河川氾濫や土砂災害等への対応も喫緊の課題となっています。

一方、緊急時における迅速な対応を図るためには、"自分の命は自分で守る"という基本的な認識のもとに、日頃からの訓練や学習を通じて防災・減災に対する意識を高めていくことが大切です。また、地域住民の連携による自主防災組織の取り組み強化など各種ソフト面における対策を充実させていく必要もあります。

自然の恵みが多いということは、その反面、自然災害の危険が伴う関係でもあります。 このため、ハード及びソフト両面から防災・減災対策を強化し、災害に強いまちづくりに 一層取り組んでいく必要があります。

◆目標指標

指標	現 況	目標
住宅の耐震化率	64.1% (H26)	73.5%
備蓄食料の確保数	26,316食 [避難者1日分](H26)	54,000食 [避難者2日分]
防災士の養成数	17人 (H26)	170人
耐震性貯水槽の設置基数	2基 (H25)	7基

名 称	策定年	計画期間
地域防災計画	26年	_
津波避難計画	25年	_
下水道事業BCP	25年	_

施策名	内容
1 総合的な防災・減災体制の強化	①治山・治水事業の総合的な整備促進 ・河川の氾濫に備え、横瀬川ダムの建設をはじめ、四万十川無堤地区の解消や内水排除対策、下田港の改修事業など、国・県等の関係機関と連携し、治水対策を促進します。 ・土砂災害等に備え、治山対策や急傾斜地崩壊対策を促進するとともに、がけくずれ対策を推進します。 ②八ザードマップの見直しと市民への周知 ・災害ハザードマップの見直しとともに、市民への周知徹底を図ります。 ③避難勧告等の発令基準の明確化 ・住民の的確な避難体制が取れるよう、避難勧告や避難指示等の発令基準の見直しとその周知に努めます。 ④自主防災組織の拡充 ・避難訓練や消火訓練等を継続的に実施するとともに、防災リーダーとなる防災士の養成に努めます。 ⑤防災教育の強化 ・子どもへの教育とともに、生涯学習や公民館活動を通して市民への防災教育の強化を図ります。 ⑥避難行動要支援者の避難支援体制の確立 ・避難行動要支援者の避難支援体制の確立 ・避難行動要支援者名簿の作成と、避難支援の個別プランの作成を進めます。
2 地震・津波への対応強化	 ①沿岸部対策 ・これまでの津波避難タワー、避難路の整備に引き続き、避難所への備蓄などのソフト対策の強化とともに、救助体制の確立に努めます。 ②市街地対策 ・土地の液状化を想定し、建物の耐震化をはじめ出火や延焼防止対策のほか、安全な避難対策に重点的に取り組みます。 ③山間地対策 ・地域の孤立対策として、ヘリポートの充実や連絡手段を確保するための機器整備を進めます。 ④全域共通 ・指定避難所の確保と充実を図るとともに、道路、橋梁、上下水道などのライフラインの強靭化や耐震化を推進します。

施策5 消防・救急体制の充実

現況と課題

市民の関心が高い「安全・安心」への備えは、地震や津波等の大規模な災害のみならず、 火災や緊急時の救命活動等、日常的にも求められるものですが、その対応については、質・ 量ともに大きく変化し、消防の任務はますます重要性を増しています。

本市においては、消防車両、資機材、消防水利などの充実を図るため、計画的に整備を 進めるとともに、事業所や危険物施設などへの防火管理指導の徹底などにより、消防体制 の充実に努めています。

また、救急業務については、高規格救急自動車を全署に配備するとともに、救急救命士の計画的な養成に努めるなど、高度化する救急需要に対応しています。

一方で、地域の防災体制における中核的存在として、住民の安全・安心の確保に貢献してきた消防団は、少子高齢化の進展により、団員の高齢化や若年層の確保が大きな課題となっています。

このような中、今後、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の増加が見込まれるほか、子どもや障害者など災害弱者(※)へのより一層の配慮を心がけ、非常時の通報、救急・救助について、関係機関と連携していくとともに、救命率向上のため、AEDの使い方をはじめとする応急処置の普及啓発にも、引き続き取り組んでいく必要があります。

※災害弱者

災害時に、迫りくる危険を察知することがむずかしい、あるいは察知しても適切な避難行動をとることが 困難な、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児・子ども、妊婦、日本語の不自由な外国人、地理不案内な旅行者 など

◆目標指標

指 標	現 況	目標
救急法等講習参加人数(年間)	2,075人 (H25)	2,100人
救命講習受講者数【幡多中央管内】(累計)	6,145 (H25)	8,500人
救急救命士数	14人 (H26)	24人

施策名		内容
1	消防体制の強化と 防火の推進	 ①消防装備、資機材の充実 ・複雑多様化する各種災害や、大規模地震などの自然災害に備え、訓練及び消防装備、資機材の充実強化を図ります。 ②消防団活動の向上 ・地域に密着し活動する消防団員の確保を積極的に推進し、機動力の向上に努めます。 ③防火対策 ・予防査察を充実するとともに、市民に対する防火意識の高揚を図ります。 ・火災から住民の生命・財産を守るため、住宅用火災報知器や住宅用消火器の設置等、住宅防火対策を促進します。
2	救急・救助体制の 充実	 ①救急業務の高度化 ・救急隊員の技術向上及び救急・救助体制を充実し、救急業務の高度化と救命率の向上に努めます。 ②応急処置の普及啓発 ・市民を対象にした救命講習会への参加や事業所等へのAEDの設置を呼びかけ、救命率の向上に努めます。また、保育所・学校等に対しては、講習会等を定期的に実施するとともに、AEDの耐用年数に応じ機器や消耗品の更新を行います。





にぎわいと住みやすさのある まちづくり

政策3 拠点都市機能の充実

施策6

にぎわいのある市街地の形成

現況と課題

人口減少や少子高齢化の進展のほか、郊外型大型店舗の進出などによる中心市街地の空き店舗の増加など、地方都市を取り巻く環境は厳しさを増しています。

本市は、幡多地域の中核都市として行政・経済等の拠点機能を有するとともに、中心市 街地には3つの国道が放射状に広がり交通の要衝となっているほか、高知自動車道の延伸 が計画されるなど、これまで以上に中枢機能の役割が求められてきます。

本市においては、平成20年に「四万十市中心市街地活性化計画」を策定し、官民協働のもとに市街地整備を進め、「いちじょこさん食育広場」「物産館サンリバー四万十」あるいは「市役所新庁舎」等一定の進捗がみられましたが、計画の大きな柱であったまちなかへの「回遊性」の確保・復元については成果を挙げるには至っていません。さらに郊外への大型店舗の進出などにより、"にぎわいのある中心市街地"が形成されているという状況にないのが現状です。

本市街地が活力を再生させていくためには、商業・観光と都市基盤が連携した魅力ある 市街地形成を推進していく必要があります。

また、市北部の拠点として西土佐総合支所や道の駅がその役割を担っており、地域のコミュニティや地産地消・地産外商の拠点として、機能の整備が求められています。

◆目標指標

指標	現 況	目標
商店街通行者数(平日)	4,725人/日 (H22-26年度平均)	4,845人/日
西土佐道の駅来客数	72,909人 (H25)	10万人

名 称	策定年	計画期間
辺地総合整備計画	H22	H23~ H27

	施策名	内容
1	中心市街地の整備 促進	 ①中心市街地整備のあり方についての検討 ・道路・公園等の公共施設の整備や都市づくりの整備方針を明らかにするとともに、高速道路延伸に伴う市街地機能の考え方を整理していく必要があるため、都市計画マスタープランを策定します。 ②中心市街地・商店街の魅力・にぎわいづくり ・回遊性と集客力向上のための拠点づくりを進めます。 ・商店街活性化ワークショップ等の開催、核となる人材の確保・育成など、商店街機能の向上を図ります。 ・活性化イベントの開催や個店のサービス向上など、日常の賑わいにつながる取り組みを促進します。 ・空き店舗対策を進めます。
2	市北部の拠点形成	 ①地域コミュニティの核としての新庁舎の利用促進 ・市北部の拠点の一つとして、行政機能だけでなく、防災拠点や図書館等の併設による地域コミュニティの場としても利用促進を図っていきます。 ②道の駅を拠点とした地産地消・地産外商の推進 ・地域農産物の出荷量の確保や加工品の商品開発に努め、地産地消・地産外商の拠点となる道の駅の運営体制の強化を図ります。 ・四万十町や愛媛県と連携を図り、観光ネットワークの形成に努めます。



施策7 交流基盤の整備

現況と課題

道路や鉄道等の交通基盤は、単に人やモノの移動だけではなく、それに伴う様々な交流 を促進させる重要な機能を担っています。

本市は、5つの国道が通り、幡多地域の交通の要衝となっているとともに、現在四万十 町中央ICまで開通している高知自動車道の延伸計画に伴い、その効果を吸引できるような 特徴あるまちづくりに向けた条件整備が必要となっています。

また、国道441号、439号といった幹線道路の整備促進は住民の悲願であり、生活環境の 改善のみならず、広域交流の幹線であるとともに、災害時の"命を守る道"など、多面性 を有している重要路線であることから、早期改良に向けた取り組みが求められています。

公共交通機関については、鉄道では、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線が市の南部を、JR 予土線が市の北部を通っており、沿線住民や観光客の足の確保維持に向け、高知県、関係 市町村と連携し、財政支援や利用促進策に向けた取り組みを行っています。

また、バスについては、市民の日常的な足であり、平成21年度に策定した「四万十市地 域公共交通総合連携計画書」に基づき、各種の実証運行を踏まえ、交通空白地域の解消を 図るとともに、より利便性の高い交通手段としての取り組みを進めています。

しかしながら、車社会の進展や人口減少等により、利用客数の減少傾向が続く中、公共 交通の維持が大きな課題となっていますが、一方で高齢者をはじめとする交通弱者にはな くてはならないものとして、重要性はさらに高まっています。このため、今後とも、住民 や関係市町村等との連携を図りながら、利用促進に取り組んでいく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目標
バス利用者数	49,131人 (H25)	50,000人
土佐くろしお鉄道利用者数	679,359人 (H25)	600,000人
橋梁長寿命化修繕化率	4.4% (H25)	29.4%

名 称	策定年	計画期間
地域公共交通総合連携計画書	H21	H22~H30

	施策名	内容
1	道路ネットワーク の整備促進	 ①高速道路延伸への取り組み ・「四国8の字ネットワーク」の延伸へ向けた広域的な連携体制の強化を図りながら、整備促進に努めます。 ②周辺地域との連携を促進する幹線道路整備の促進 ・本市の縦軸となる国道441号と439号の早期改良に向け、積極的な促進活動に努めます。また、市街地周辺については高速道路との連結も視野に、道路整備の在り方について検討します。 ③生活道路の整備充実 ・市街地内においては円滑な市街地間、市街地内交通の確保を図り、中山間地においては、安全性に配慮した道路整備を進めます。また、橋梁等の道路施設については適切な保全対策に取り組みます。
2	公共交通機関の確 保	①観光との連携による鉄道の利用促進対策 ・関係自治体との連携のもと、高架橋等の耐震化を進め、安全・安心な 鉄道として地域住民の足の役割を果たすとともに、"乗ってみたい列 車・行ってみたい駅"の演出等により観光客の利用促進策を推進しま す。 ②市民の日常的な足としてのバスネットワークの充実 ・幹線バス、自家用有償バス、デマンドバス・タクシーといった現行の 運行体系を基本に、利用促進に取り組みます。



政策4 住みやすさの確保

施策8

良好な居住環境の整備

現況と課題

少子・高齢化の進行や交流人口の拡大など、住宅に対するニーズも変わってきています。 また、住宅のみならず身近な公園や緑化環境など、憩いの空間も重要な居住環境を形成する要素の一つです。

本市の住宅環境としては、中心部では民間による宅地開発や賃貸住宅の整備により、需要への対応が概ねできている状況にありますが、低額所得者等の生活の安定と社会福祉の増進に向け、市営住宅の計画的な修繕等による受け皿づくりに努めています。しかしながら、西土佐地域においては、民間住宅が少ないうえ老朽化した市営住宅も多く、また、制度面からの入居制限により需要に応じた供給ができていない状況です。一方で、空き家や老朽化した住宅への対応も必要です。空き家については、移住者用住宅として利活用を図っていますが、紹介できる物件が少なく、さらなる掘り起こしが必要な状況です。また、老朽化住宅については地震時の倒壊等が懸念され、道路の閉塞による救助活動の妨げになるなど、その対策も課題となっています。

今後は、市民ニーズに沿った住宅整備の在り方を検討していくとともに、移住者の増加 に向けた住環境の確保に加え、身近な憩いの場としての公園や緑化環境等を効果的かつ適 正に配置していく必要があります。

◆目標指標

指標	現 況	目標
移住者用住宅新規登録件数	10件 (H25)	5年間で70件
公営住宅入居率	91.5% (H26)	95.0%
水道普及率	90.6% (H25)	91.8%

名 称	策定年	計画期間
公営住宅等長寿命化計画	H21	H21~H30

	施策名	内容
1	定住を促す環境の整備・充実	 ①市営住宅の長寿命化計画に基づく整備の促進 ・予防保全的な修繕を行いながら、高齢化への対応や長寿命化対策を計画的に実施します。 ・西土佐地域の老朽化の進む住宅については、整理・統合のうえ、若者や移住者用の住宅確保に向け、入居制限の少ない住宅整備を検討します。 ②適切な空き家対策の実施 ・空き家調査を継続的に行い、NPO法人と連携を図りながら、地域住民に対し移住支援に対する理解を高めるとともに、空き家住宅の活用を基本にお試し住宅の整備検討を行うなど、移住者用の住宅確保に努めます。 ・老朽化した住宅については、除去も含め、適切な対応方策について検討します。 ③安定した飲料水の供給 ・老朽化した施設・管路の更新や災害時の飲料水等の確保対策を推進するとともに、水道の未普及地域の解消に努めます。
2	身近な公園・緑地 の創出	①緑の基本計画の策定による計画的な公園整備・「緑の基本計画」を策定し、公園や緑地さらには親水空間の整備の在り方について検討します。②子どもや高齢者が気軽に憩える公園の整備・身近な生活圏の中において、子どもや高齢者が安心して集え、コミュニティの場ともなる公園の適正な配置と維持管理に努めます。



施策9

都市基盤の整備・充実

現況と課題

都市活動を展開していくためには様々な施設が必要となってきます。しかしながら時代とともに施設に求められるニーズも変わり、施設の老朽化も進んでいます。また、今日においては施設などのハード整備のみならず、情報ネットワークの整備が都市基盤として不可欠なものとなっています。

本市においては、文化センター、郷土資料館、中央公民館のほか、教育施設、防災施設、福祉施設など、市民生活に不可欠な各種の施設整備を進めてきましたが、新耐震基準が導入された昭和56年以前に建設された施設も多く残っており、防災対策を含め早急な改修や現状の市民ニーズにあった新たな施設整備の有り方への対策が求められています。

また、情報通信分野においては、ケーブルテレビの整備や民間事業者の参入により、高速ブロードバンド環境を整えてきた結果、市民生活の利便性の向上のみならず、ICT(情報通信技術)関連企業等の誘致につながるなど、雇用の面でも効果を発揮しています。

今後、都市基盤のハード整備においては、既存の社会資本ストックの在り方を検討する とともに、概ね整備が進んだ情報通信基盤については、利活用策の検討に加え、情報モラ ルへの対策が求められています。

◆目標指標

指 標	現 況	目標
公衆無線LAN設置個所数	0か所 (H26)	10か所程度

施策名	内容
1 社会資本ストック の再整備対策の検 討	 ①施設の計画的な保全対策の推進 ・不具合や故障が生じてから対応するという事後保全では、改修や大規模な修繕工事が短期間に集中し、大きな財政負担となります。長寿命化対策等、予防保全という観点にたち「公共施設等総合管理計画(※)」を策定し、各種社会資本ストックの今後の再整備の在り方を明確にします。 ②各種公共施設の整理統合の検討 ・サービスの質の向上と運営経費の削減を図るため、既存施設の必要性を再検討し、廃止や類似施設の統廃合について検討を行います。 ・また、新たな施設を必要とする際は、既存施設の用途転換による活用についても検討します。
2 情報基盤の整備・充実	 ①情報モラル教育の推進 ・子どもに対する携帯電話やインターネット利用に対する指導とともに、情報漏えい、セキュリティ対策を図るため、学校、家庭、企業等の連携のもと、情報モラル教育を推進します。 ②市民・観光客向け情報サービスの拡大 ・Wi-Fiスポットの整備を進め、市民にも観光客にもより利便性の高い情報提供網を充実します。 ・マイナンバー制度を活かした電子申請システムや添付書類の簡略化など、情報技術の活用により、市民サービスの充実に努めます。 ③情報基盤のさらなる充実 ・高速ブロードバンド未整備地区や携帯電話不感地域の解消に向け、事業者への積極的な参入促進を行うなど、情報格差の解消に努めます。

※ 公共施設等総合管理計画

各自治体で公共施設の総合的かつ計画的な管理をしていくための計画

施策10 防犯・交通安全の推進

現況と課題

盗難などの犯罪のほか、近年、子どもや高齢者、あるいは消費者が被害者となる犯罪の増加がみられます。このような犯罪を防止するために警察力の向上のほか、地域の住民が一体となって犯罪から身を守る取り組みが求められます。また、自動車の普及は多くの交通事故を発生させる状況を生むことにもなっており、運転をする側にも歩行者側にも安全意識を高めることが求められています。

本市における防犯対策としては中村地区地域安全協会を主体に、被害を未然に防止する ための地域安全活動を展開するとともに、消費者生活の安全対策として幡多広域市町村圏 事務組合に消費生活センターを設置し、多発する高齢者の消費者被害対策を含め、消費者 保護に努めています。

また、交通安全については、交通安全指導員を中心に、街頭指導や広報活動、小学校等での安全教室、高齢者世帯訪問等を通して、各種啓発活動を行っています。

しかしながら、犯罪はますます巧妙化しており、これからもさらなる関係機関との連携を高め、対応を強化する必要があります。また、交通の要衝ともなっている本市においては通過交通や観光交通も多くみられることから、交通安全に対する啓発活動を地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

◆目標指標

指標	現 況	目 標
交通事故件数	91件 (H25)	70件
刑法犯認知件数	271件 (H25)	200件
消費者啓発講座実施数	1 🛭 (H25)	6 🗆
消費者啓発講座参加者数	24人 (H25)	200人
高齢世帯訪問人数	300人 (H25)	1,000人
街頭啓発活動回数	10回 (H25)	150
防犯カメラの設置箇所	3力所(H25)	10カ所

名 称	策定年	計画期間
第9次四万十市交通安全計画	H22	H23~ H27

施策名	内容
1 犯罪のないまちづ くりの推進	 ①地域安全活動の推進 ・中村地区地域安全協会を主体に、地域や家庭の連帯意識を強化し、犯罪等の未然防止に努めます。 ②街灯・防犯灯・防犯力メラ等の整備 ・適切な場所への防犯カメラの設置や、夜間の安全と犯罪防止のため、街灯や防犯灯の整備を促進します。 ③関係団体との情報共有ネットワークの構築による消費者対策 ・新たな消費者トラブルは日々起こるため、それに対応した啓発活動に向け、消費生活センターを中心に、関係団体との情報共有を図り、消費者保護に努めます。
2 交通安全対策の充 実	 ①交通安全教育・指導の充実 ・幼児から高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を充実させます。 ・反射材用品の普及や自転車のマナーアップ指導、シートベルトの着用の徹底など、運転者、歩行者それぞれの責任を自覚し周囲に配慮できるよう安全対策の普及啓発に努めます。 ②高齢者対策の充実 ・高齢者免許返納サポート制度の利用促進と、それを補完する公共交通サービスの充実に努めます。 ③若年層のボランティア活動を中心とした安全啓発の推進 ・現在行っている高校生ボランティアによる交通安全キャンペーン等、子どもや若い人の参画による安全啓発活動の促進を図ります。 ④交通安全施設の整備 ・引き続き、自転車や歩行者道の整備促進を図るとともに、ガードレール、カーブミラー等、交通安全施設の改善を図ります。

第3章

地域資源を活かした 産業の力みなぎるまちづくり

政策5 地域資源を活かした産業の育成

施策11

豊かな食を育み、地域で暮らし稼げる農業の振興

現況と課題

農業は、食料の生産・供給のみならず、国土や自然環境の保全、美しい景観形成など、 多面的な機能を有するとともに、安全・安心で高品質な農畜産物は、日本の食文化への関 心も高まる中、国や地域の食文化の豊かさを支える基盤としても重要です。

本市の農業は、水稲や多品目の園芸野菜、ゆずをはじめとした果樹、畜産と多様性がみられますが、品目に特化した産地としての地位は十分確立されていません。また、農業従事者の高齢化、担い手の不足、販売農家の減少、耕作放棄地の解消等の課題があり、中山間地域の占める割合が多い本市では、地域の農業や集落の維持が困難になってきています。

新規就農者の育成とあわせ、集落での共同生産とともに地域の拠点ビジネスの創出にもつながる集落営農や大規模農家への農地集約など、経営体としての育成、強化が求められるとともに、有望品目の産地化、ブランド化や有機農業等の環境保全型農業を推進し、産地としての、競争力、収益力を高めることが求められます。

また、農作物の販売は、JA系統出荷や幡多公設地方卸売市場への出荷が主ですが、直販所や量販店インショップ、県外への外商など、生産者が価格決定権を持つ販路の広がりもみられます。こうした多用な販路を確保、拡大し、再生産可能な農家所得と生産意欲の向上を図るとともに、市内施設での地元農産物の利用促進や地元農産物を使った「食」の発信、商品開発(1.5次、6次産業化)、農業体験などのグリーンツーリズム、グルメイベントなど、他の産業分野と連携した取り組みも必要です。

◆目標指標

指標	現 況	目標
市内総生産額	11億9,000万円(H23)	13億円以上
認定農業者数	127人 (H25)	150人以上

名 称	策定年	計画期間
産業振興計画	H26	H27~H31
農業振興地域整備計画	H22	_

	施策名	内容
1	産地としての維持・強化	 ①戦略品目の生産拡大 ぶしゅかんの産地づくり、ゆずの産地化促進、栗の産地再生を進めます。 その他の有望品目の育成、新規作物導入の支援を強化します。 ②生産性の高い栽培技術の導入 ・篤農家からの助言・指導体制など、学び教えあえる場づくりを進めます。 ・環境保全型農業を推進します。 3集落営農の推進 ・集落営農の組織化、法人化を支援します。 ・収益性の高い品目を導入した組織の育成・支援など、こうち型集落営農の実践を促進します。 4生産・出荷支援システムの構築 農作業支援体制の充実を図ります。 ・集出荷拠点施設の設定・整備など、集出荷支援体制の充実を図ります。
2	地元農産物の利用・販売の促進	①地元農産物の利用促進 ・公共施設での利用促進や飲食店などとの連携、量販店と連携した販路拡大など、地元消費拡大に向けた取り組みを強化します。 ・直販機能の強化を進めます。 ②ブランド化の確立と販売促進 ・戦略品目のブランド化など新しい販売戦略の促進、地元農畜産物を使った商品の開発、産業間連携による外商活動の推進などを図ります。 ③有機農業の推進 ・有機農産物の販路開拓・拡大、普及・啓発活動を推進します。
3	担い手の確保・育 成	①新規就農者の確保・育成 ・四万十農園あぐりっこ、西土佐農業公社、先進的農家での実践研修など、新規就農者の研修支援を充実します。 ・相談支援体制の充実、経営安定や就農開始時の支援など、新規就農者への支援を強化するとともに、移住就農者の誘致を促進します。 ②認定農業者等の育成 ・認定農業者となり得る農業者の育成に努め、制度の周知とフォローアップの強化を図ります。 ③集落営農の推進 【再掲】
4	農地の利用促進	①農地の利用調整 ・農地中間管理機構の活用や農業委員による農地の利用調整などより、 農地利用の円滑化を図ります。 ・営農類型等に応じた農地の集積を進めます。 ・ほ場整備など、基盤整備を進めます。 ②耕作放棄地対策 ・中山間地域等直接支払、多面的機能支払の制度活用などにより、耕作 放棄地の再生及び発生防止対策を進めます。 ・戦略品目の産地化、適合品目の栽培促進などにより農地利用を進めます。 ・

施策12 山で若者が働く、全国トップクラスのヒノキ産地づくり

現況と課題

森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境や景観の保全、さらには、地球温暖化の防止など、多面的な機能を担っています。一方、輸入木材の増加などによる長期の価格低迷などから、林業生産活動は停滞してきましたが、環境への意識や志向を反映して、地元産材や国内材による家づくりが再評価されてきているとともに、伐採期を迎えた樹林も多く、林業の産業価値が回復しつつあります。

本市は、森林面積が総面積の約85%を占め、全国有数のヒノキ資源を有していますが、これら森林資源の活用は不十分で、ヒノキ産地としての地位も十分確立されていません。成熟しつつあるヒノキ資源をさらに長伐期施業へ転換し、優良大径材の産地としての地位と四万十ヒノキとしてのブランド力を確立していく一方で、年々蓄積量を増す森林資源に対して適切な皆伐、間伐を推進するとともに市産材の利用促進を図り、林業生産活動を活性化していかなければなりません。

そのためには長期的な視点に立った森林経営を念頭に、施業の集約化、効率化、低コスト化を進め、地域林業の中核的な担い手となる林業事業体のさらなる育成と担い手の確保、技術力の向上を図っていくとともに、山に興味のある若者が増え、森林保育の活動グループが生まれてきており、こうした若者やグループも将来の担い手として注目していくことも必要です。

また、本市は、県内有数の原木生産量がある一方で、木材・木製品の産地としての地位は決して高いとは言えず、建築物等における市産材の利用も不十分です。今後は、加工事業体の生産力等を強化するとともに、生産・加工・流通・販売過程における各事業者間の連携を図り、「原木産地」のみならず「製品産地」の形成を図っていく必要があります。その一環として、公共建築物において率先して市産材を利用するとともに、一般の建築物、さらには木質バイオマスなどへの市産材利用を促進していくことも重要です。

林業におけるシカの食害被害も深刻であり、捕獲報奨金や防護柵設置による対策を強化するとともに、新規狩猟者の確保と捕獲技術の向上を図ることが必要です。

◆目標指標

指 標	現 況	目標
原木生産量(国有林含む)	47,000㎡ (H24)	60,000㎡以上
木材・木製品製造業出荷額等	7億5,000万円 (H24)	8億円以上

名 称	策定年	計画期間
産業振興計画	H26	H27~H31

	施策名	内容
1	四万十の山づくり	 ①長期的視点に立った産地づくり ・ヒノキ産地としての意識づくり、経営類型の明確化やデータ管理の徹底などを通じ、計画的な森林管理・経営を促進します。 ・森の工場など、提案型集約化施業の推進を図ります。 ②長伐期施業の推進 ・長伐期施業方針の策定と普及啓発を進めるとともに、市有林におけるモデル林づくりなど長伐期施業技術(ノウハウ)の蓄積と普及を進めます。 ③適切な皆伐、間伐による原木生産の拡大 ・森林の特性に応じた皆伐、間伐の実践を進めます。 ・作業道や林業機械導入への支援など施業の効率化と低コスト化とともに、低コスト再造林、育林の実践を進めます。 ④林業事業体や担い手の確保、育成 ・林業事業体及び林業技術者の育成とともに、森林保育等の活動グループへのアプローチなど多様な担い手をつくります。 ・自伐林家及び集落組織等の育成を支援します。
2	供給体制の強化	①加工事業体の生産力等の強化
3	市産材の利用促進 と販売力の強化	 ①市産材の利用促進 ・公共建築等での市産材の率先利用を促します。 ・コーディネート組織を立ち上げ、ヒノキ活用の意識醸成や消費者(建築主)と事業者のマッチングを行い木造住宅の建築を促進します。 ②木質バイオマス利用促進 ・木質バイオマスボイラーなど木質バイオマス利用設備の普及を図るとともに、林地残材等の搬出を促進します。 ③四万十ヒノキブランドの確立と販売力の強化 ・四万十ヒノキの安定供給を確保し、品質の強みや背景などを付加したブランド化を推進します。 ・県との連携、協働により発信力を高めた販売促進活動を展開します。
4	健全な森づくり	①人と鳥獣の良好・適正な環境づくり 【再掲:施策1 豊かな自然環境の保全】 ・防護柵の設置と捕獲の促進、捕獲の担い手の確保・育成により、鳥獣 被害対策を強化します。 ②森のものの活用 ・きのこ類や山菜など、特用林産物の生産活動の支援とPRを充実しま す。

施策13 次世代へつなぐ資源回復と安定し魅力ある水産業の振興

現況と課題

水産業の豊かさは、地域の自然、生活文化の豊かさを表す重要な指標でもあります。 四万十川には伝統的な水産業が今も息づき、本市の水産物は、高いブランド力を持って いますが、内水面、海面とも水産資源量の減少、漁獲量の不安定さから産地としての力、 ブランド力の低下が危惧され、水産資源の回復・維持が重要な課題となっています。

本市では、漁協や生産者、高知大学等と連携して資源回復に取り組んでおり、種苗放流、 生育環境(漁場環境)の調査・研究や整備を進め、適正な漁期・漁区などの設定に努める など資源量の回復に取り組んでいます。栽培(養殖)が可能なスジアオノリ、アオサ(ヒ トエグサ)についても生産量アップを目指しています。水産資源の回復・維持には、漁業 者・遊漁者の合意形成が不可欠であり、各漁業協同組合が連携し、協議を進めていく必要 もあります。

漁業就業者の高齢化は著しく、担い手の確保、育成が課題です。漁業経営は非常に厳し い環境にありますが、「いなか暮らし」「スローライフ」への関心の高まりなどから、漁業 に関心を持つ若者も増えつつあり、技術、ノウハウの伝承など、参入しやすい環境を整え ることが求められます。

また、漁業協同組合の販売力の強化に加え、他の産業分野(商工業、観光)と連携し、 地元水産物を使った「食」の発信や雑魚を使った川魚料理の試行などによる魚食文化の磨 き上げ、商品開発(6次産業化)、漁業体験などのグリーンツーリズム、グルメイベントな どにより、販路拡大、漁家所得の向上を図ることも必要です。

◆目標指標

指標	現 況	目標
内水面漁業漁獲量	56t (H24)	65t以上
海面漁業漁獲量	30t (H24)	35t以上

名 称	策定年	計画期間
産業振興計画	H26	H27~H31

施策名	内 容
1 水産資源の回復・ 生産量UP	 ①天然水産資源の回復、増殖 ・大学との連携などにより漁場環境、資源量等の調査・研究を進めます。 ・スジアオノリの生育環境の保全・整備、イセエビ漁礁設置など、天然資源の生育・漁場環境の保全・整備を進めます。 ②栽培漁業の推進 ・魚類の効果的な放流技術の確立、放流への支援を進めます。 ・アオサの漁場開拓、生産・品質管理の徹底など生産拡大を進めます。 ・大学と連携したスジアオノリ栽培の研究と実証実験など、栽培技術の開発と活用を進めます。 ③地域に根ざした資源管理の仕組みづくり ・漁業者、市民(遊漁者含む)の資源管理意識の醸成に向けた情報発信、漁場利用の新たなルールづくり(効果的な禁猟区、禁猟期の設定など)を進めます。 ④担い手の確保・育成 ・漁業協同組合、漁業者グループによる協業化を促進します。 ・新規就業の促進とフォローアップ体制(受入漁家による研修制度など)の充実を図ります。
2 水産物の加工・販 売促進	 ①水産物の高付加価値化の推進 ・品質管理の徹底や食味、ラベル等の見直しなど、今ある商品の磨き上げを進めます。 ・未利用資源の掘り起こしや事業者間マッチングの促進により、新たな商品の開発を進めます。 ②売力の強化と販路拡大 ・漁業協同組合の特色に応じて販売機能を強化し、水産物の有利販売を展開します。 ・ブランド力の強化と産業間連携による販路拡大に取り組み、水産物の地産地消及び外商を推進します。 ③食文化の磨き上げと発信 ・商工業者等との連携により新たなレシピ開発等に取り組み、周年で楽しめる魚食文化を創造します。 ・食の発信・普及イベント等と連携して、四万十の魚食文化の発信を強化します。
3 水産資源を活用した交流の拡大	①体験交流の推進 ・観光との連携により、多様化するニーズに合わせた体験商品の磨き上げや新たなメニューづくりを進めます。 ・体験ガイドブックの作製や体験教室等の開催を通じて、四万十川ならではの魅力ある体験交流を推進します。

施策14

顧客に選ばれる商工業の振興とにぎわいの創出

現況と課題

地域に根ざした商工業の育成は、農林水産業の発展、交流人口の拡大及び地域文化の醸成につながるものです。

本市は、高知県西南地域の経済の拠点として商業やサービス業を集積させてきましたが、 高齢化、人口減少による市内消費購買力の低下、大規模小売店の郊外進出、ネット販売や 通信販売の発達など商店街をはじめとする小売業を取り巻く環境は厳しさを増し、中心市 街地の空洞化が進んでいます。

一方、人口千人当りの飲食店数が全国、県平均を大きく上回り、中心市街地に集積しているといった特徴があり、こうした特徴などをとらえ、地元の農林水産物等を活かした「食」を磨き、市内外からの誘客を促進するなど、中心市街地・商店街に人を呼び込む魅力ある商業活動、PR活動が求められます。

製造業は、機械器具等の大規模なものづくり産業の集積に乏しく食料品、窯業・土石製品、木材・木製品が中心となっており、地域の素材である農林水産物等は、大半が一次産品として素材のまま販売されています。こうした現状からも地域の素材を活かした商品づくりや観光分野と連携した誘客の促進、そして外商活動を強化していく必要があります。

建設業は、第二次産業の大半を占めていますが、高齢化などにより従業員の減少が著しく熟練工の技術継承が危惧されています。そうした中で防災対策における施設の長寿命化や防災関連施設整備などを通じて建設事業費を確保し、技術継承につながる人材育成に取り組むことが重要です。

また、中山間地域において行われている、集落やグループによる加工品づくりなどの取り組みも新たなビジネスや集落の活性化につながるもので、地域における生産・加工・販売の仕組みや拠点づくりなどを支援していく必要があります。

企業誘致では、地理・地形・環境面からの制約から大規模なものづくり企業の誘致は困難ですが、美しく暮らしやすい地域環境を活かし情報通信環境や受入体制などを整え、サテライトオフィスやコールセンターといったICT(情報通信技術)関連企業等の誘致に取り組むことも必要です。

◆目標指標

指 標	現 況	目標
小売・卸売業年間商品販売額	798億1,000万円(H19)	800億円以上
製造業出荷額等	92億8,000万円(H24)	95億円以上
商店街空き店舗補助件数	4件/年(H23-25平均)	5件/年

名 称	策定年	計画期間
産業振興計画	H26	H27~H31

	施策名	内容
1	顧客に選ばれる商 工業の振興	 ①地域資源を活かした商品開発 ・特産品等の品質や食味、ラベル等の磨き上げや表示の適正化などを支援します。 ・事業者間のマッチングによる新たな素材・アイデアの発掘や企画・開発の支援などにより、新たな特産品づくりを促進します。 ・商談会等での販路開拓の支援、産業間連携による外商活動の展開などにより、販売促進活動を促進します。 ・商品開発・販路開拓の中核となる人材や組織の育成を図ります。 ②四万十の"食"文化の磨き上げと発信 ・四万十の食文化の掘り起こしと磨き上げを進めます。 ・食の発信・普及イベントの開催や観光PR活動と連携した都市圏等での食の発信を進めます。 ③地震防災対策における建設事業の推進 ・施設の長寿命化・南海トラフ巨大地震への対策強化により建設事業を確保します。
2	中心市街地・商店 街等の活性化	 ①中心市街地・商店街の魅力・にぎわいづくり 【再掲:施策6 にぎわいのある市街地の形成施策】 ・回遊性と集客力向上のための拠点づくりを進めます。 ・商店街活性化ワークショップ等の開催、核となる人材の確保・育成など、商店街機能の向上を図ります。 ・活性化イベントの開催や個店のサービス向上など、日常の賑わいにつながる取り組みを促進します。 ・空き店舗対策を進めます。 ②創業や経営革新への支援強化 ・経営指導などサポート体制を強化します。 ・意欲ある事業者(人材)の育成、スキルアップを支援します。
3	中山間地域の商業 機能の確保	①小さな(田舎)ビジネスの推進 ・地域の資源を活かした商品開発など、集落、グループが取り組むコミュニティビジネス等の発掘、育成を図ります。 ・地域における生産・加工・販売の仕組みや拠点づくりを進めます。
4	企業誘致	①情報通信関連産業の誘致促進 ・企業誘致に向けたマーケティング、支援メニューの創設や受入体制づくり、特色ある地域情報の発信により、誘致活動を促進します。 ・遊休施設等を利活用したシェアオフィス等の整備を進めます。

施策15 地域の誇りが人を誘う、おもてなしの"環光"(※)地づくり

※ "環光"には、本市の豊かな環境(山川海、景観、暮らしなど)を守り育みつづけながら、 人、経済が循環する観光地を目指すという思いが込められています。

現況と課題

国がグローバル観光戦略を進めるように、観光は、直接的な消費拡大のみならず、地域の魅力の再発見、様々な産業の連関を高めるつなぎ役としても重要な役割を果たします。

本市は、四万十川をはじめ農林水産物、歴史・文化などの観光資源(地域資源)が豊富で、「土佐龍馬であい博」等における県との連携や修学旅行の受け入れ、「はた博」等における広域連携、さらに市独自のイベント等の開催により、観光入込客数100万人を超える観光地となっています。一方で、公設観光施設や観光遊覧船の利用者は減少傾向にあるうえ宿泊者数の伸びも低調で推移し、観光入込も夏場に集中するなど、滞在型・通年型の観光地づくりを進めるうえでは多くの課題があります。

観光の形態は、団体旅行から家族や友人・知人との個人旅行へ移行しており、自ら情報を収集して観光地・観光メニューを自由に選択する観光にシフトしています。また外国人観光客の増加もみられ、インバウンド対応を充実する必要もあります。こうした中、本市の様々な資源を活かし、市全域をフィールドとした面的に広がりのある観光地づくり、地域とのふれあいのある「また来たくなる」観光地づくりといった視点が重要であり、市内での回遊、宿泊につながるサービスの充実とともに、観光事業者や市民によるおもてなしの心を育み、本市ならではの交流・体験プログラムの造成と発信の強化が求められます。

より効果的な観光客誘致を図るためには、発地地域やターゲット(家族、女性、シニア層など)を意識した戦略的な観光情報発信と販売(外商)を積極的に展開していく必要があります。県や広域との連携を強化するとともに、本市における観光推進を積極的にリードする観光関連組織や人材の育成が求められます。

◆目標指標

指標	現 況	目 標
観光入込客数	125万6,000人(H25)	130万人以上
市内宿泊者数	21万1,000人 (H25)	22万人以上
観光客一人当たりの消費額	14,700円 (H25)	18,150円
外国人観光客数	760人 (H25)	1,200人

名 称	策定年	計画期間
産業振興計画	H26	H27~H31

施策名		内容
1	滞在型の観光地づ くり	 ①地域の観光資源、フィールドを活かした滞在型の観光商品づくり ・観光マーケティングリサーチ、四万十市のどこが好きキャンペーンなどを推進します。 ・既存イベントや体験メニュー等について、専門家も活用しながら観光商品としての効果等の検証と磨き上げを進めます。 ・ワークショップの開催や異業種間の交流等により地域の産業と連携した新たな商品づくりを推進します。 ・食の魅力を活かした観光地づくりを進め、食の発信・普及イベント等を開催します。 ②広域連携による周遊観光の推進 ・周遊観光プランの造成・販売、広域連携によるキャンペーンの展開など、広域連携による周遊観光の魅力づくりを進めます。
2	観光商品の外商の 推進	①観光商品のセールス及び情報発信の強化 ・営業力のある人材・組織の育成や商談会等への出展、さらに海外への 営業活動の促進など、観光商品のセールスを強化します。 ・多様な媒体の活用や産業間連携による誘客活動を展開し、地域情報や 観光商品の広報・プロモーションを強化します。
3	おもてなしの向上	 ①おもてなし環境の整備 ・四万十川流域観光の拠点施設の整備と機能強化、二次交通(周遊バス、おもてなしタクシー、レンタサイクル等)の充実を図ります。 ・観光案内看板、Wi-Fi環境などの観光案内機能の整備促進、コーディネート機能の向上など、観光客が周遊しやすい環境を整備します。 ②おもてなしサービスの充実 ・市民向けのおもてなしマニュアルの作製・配布など、観光地としての市民意識の醸成と浸透を図ります。 ・「玉姫様の通行手形」などの特典の充実を図り、リピーター確保に向けた取り組みを進めます。
4	組織力の強化と観 光リーダーの発 掘・育成	①観光関連事業者のスキルアップ ・観光関連組織の役割分担と組織力の強化、コーディネーターの育成を進めます。 ・異業種(農林水産業や商工業等)との交流、連携を促進します。 ②観光人材の育成、確保 ・地域の観光リーダー、体験インストラクター、ガイドなど観光人材の育成を強化します。 ・ボランティアやインターンシップの受け入れを通じ、将来の担い手の発掘・育成に努めます。

第一章

豊かな心と学びを育むまちづくり

政策6 夢を育む教育の推進

施策16

学校教育の充実

現況と課題

学校は、子どもたちの学力、体力、情操や社会性を育む教育の場であり、子どもたちが楽しく、元気に、安全に学校生活を送ることは社会全体の願いです。

本市は、「学びあい 高めあい 支えあう 子どもたちの育成」を理念に学校教育を推進し、学校施設の耐震化による児童生徒の安全の確保や時代に対応する情報教育などを進めるとともに、学力の向上、環境教育や国際理解など様々な体験を取り入れた教育に取り組んでいます。また、特色ある学校づくりとして、平成26年度からは、学力向上や土曜授業の活用、外国語教育など数種類の研究のいずれかにすべての学校が取り組む「一校一役」を進めています。さらに、保育所・幼稚園と小学校との連携、小中学校の連携など、切れ目をつくらない指導にも力を入れ、スクールカウンセリングのほか、障害の有無に関わらず、ともに学ぶ環境づくりや特別支援教育などの充実も図っています。

学校教育の課題は、学力向上のみならず、不登校やいじめなどの問題、発達障害への対応、食育、学校の防災・防犯など多岐にわたっています。また、児童生徒数の減少が進行していることから、一定の教育環境の確保を図るため、学校再編を進めていく必要があります。今後とも、子どもたちが安心して将来の夢を育み、のびのびと育っていくことができるよう家庭、地域の連携により一人ひとりを大切に育む学校づくりを進めていくことが重要です。

◆目標指標

指標	現 況	目標
全国学力・学習状況調査における各教科の正答率	(小学校6年生:H26) 国語A 76.2%、国語B 53.5% 算数A 80.3%、算数B 60.1% (中学校3年生) 国語A 78.3%、国語B 47.8% 数学A 61.7%、数学B 51.4%	(全教科)小学校:全国より+3 ポイント、中学校:全国水準まで 引き上げる
全国体力・運動能力、運動習慣等 調査におけるT得点	(小学校5年生:H26) 男子 51.3点、女子 52.3点 (中学校2年生) 男子 48.6点、女子 51.7点	すべての学年・性別で全国水準以 上(=50点)
小学校不登校児童発生率	0.4% (H25)	0%
中学校不登校生徒発生率	3.4% (H25)	0%

名 称	策定年	計画期間
学校教育振興基本計画	H24	H25~H27

施策名	内容
1 夢を育む学校づく りの推進	 ①発達段階に応じた連続性のある教育の推進 ・保幼小連携、小中連携などにより、幼児期から青少年期まで発達段階に応じた連続性のある教育体制を築きます。 ②学力向上への取り組みの充実 ・少人数制やチームティーチングなどによる教育体制の充実や、学習効果の測定と分析に基づく指導の推進など、学力・体力の向上を目指します。 ③一人ひとりに寄り添う教育の充実 ・スクールカウンセラー活動や教職員の指導力の向上、家庭・地域との連携強化により、不登校やいじめ、思春期問題等に対応していきます。 ・特別支援教育など、障害の有無に関わらず、ともに学ぶ環境づくりを進めます。 ④教育風土づくりの推進 ・四万十川のある環境を活かした環境学習や、国際理解教育、情報教育、職業教育など、社会性や様々な経験を育む体験的な学習を充実します。 ・「一校一役」の特色ある学校づくりの推進や学校紹介ホームページの充実など、魅力ある学校づくりに取り組み、学校の主体性、地域性とともに、児童生徒の自主性や郷土愛を育みます。
2 安全で健やかな学校生活の支援	 ①学校の安全確保 ・学校施設の耐震化、バリアフリー化を進めるほか、防災設備、安全設備等の適切な更新に努めます。また、定期的な防災・避難訓練など、学校防災に努めるとともに、スクールガードリーダーとの連携など防犯体制を充実します。 ②学校給食、学校保健の推進 ・中学校までの完全給食を実施し、地域の食材を取り入れた食育の推進を図るとともに、食物アレルギーへの対応にも取り組みます。 ・成長期にある児童生徒の心身の健康を守る学校保健を充実します。
3 教育体制・教育環 境の充実	 ①教職員体制の充実 ・教職員の資質・指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手(ALT)の活用など、教職員体制の充実に努めます。 ・労働環境の改善や業務の効率化など働きやすい学校づくりを進めます。 ②学校情報化の推進 ・学校間のネットワークの活用や教育データベースの充実など、さらなる情報化とその環境の活用を進めます。 ③地域の中の学校づくりの推進 ・教育の機会均等を図るため、児童生徒数の推移に照らし、学校の再編を進めます。 ・学校・家庭・地域の連携により、開かれた学校づくりや地域での体験学習を通じ、地域の教育力の向上に努めます。

施策17 青少年・若者の育成

現況と課題

子どもたちの心や社会性は、学校教育のみならず、家庭や地域、社会全体で育まれます。本市においては、就労している保護者が多い環境にある中で、放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室推進事業により放課後や長期学校休業期間における子どもの居場所づくりを進めています。しかしながら、放課後を自宅で過ごす児童も多い状況にあるため、需要に応じた受け皿づくりの充実により、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業を図っていくことが求められています。

一方、問題行動や犯罪、不登校やひきこもりなど、青少年や若者を取り巻く様々な問題があります。また、公園等での迷惑行為、青少年の深夜徘徊などがみられるほか、インターネット利用による新たなトラブルや危険が発生しており、問題の深刻化が懸念されます。このため、街頭巡回、相談活動、環境浄化活動などに取り組むほか、「薬物乱用防止教室」「防犯教室」等を開催するなど、警察との連携を図っています。青少年や若者の問題が多様化、深刻化する中で、悩みや不安を受け止める親身な相談対応が重要です。また、普段の生活の中で一人ひとりが尊重され、心豊かな環境の中で主体性を育んでいけるよう、学校、地域、家庭がそれぞれの責任と役割のもとに相互の連携協力によるサポート体制の強化が求められています。

◆目標指標

指標	現 況	目標
放課後児童クラブ登録児童数の割合	17.0% (H26)	34.0%
年間平均補導件数	43件(H23-25年度平均)	40件以下
情報モラル教室の開催	14小中学校(H26)	全小中学校(25校)で実施

名 称	策定年	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	H26	H27~H31

施策名	内容
1 青少年の自立・交 流の支援	①放課後の居場所づくり ・学童保育指導者の確保、受入年齢の拡大、専用施設や児童1人あたりの専有面積の確保など、放課後児童健全育成事業・放課後子ども教室事業を拡充します。 ②青少年活動の促進・子ども会の活動を支援します。 ・学校の部活動のほか、地域スポーツクラブや地域文化の伝承活動など、地域における青少年の活動・活躍を支援します。 ③若者の自立・交流支援 ・若者サポートステーションと連携し、若者の就労を支援します。 ・若者の公民館活動等への参加促進や婚活サポート等、若者が活動・交流できる場の提供に努めます。
2 青少年健全育成活 動の充実	 ①見守り活動の推進 ・少年補導センターによる街頭巡回を実施し、指導・助言を行います。 ・防犯パトロール活動などを通じて、地域住民による青少年・若者の見守り活動を充実します。 ②環境浄化活動の推進 ・地域や関係機関の協力を得ながら、まちの中の有害情報の除去に加え、インターネット接続機器のフィルタリング(有害サイトアクセス制限)の設定等、保護者への啓発に努めます。 ③相談・指導体制の充実 ・学校での「薬物乱用防止教室」「防犯教室」「情報モラル教室」等の継続・充実を図ります。 ・学校・教育研究所、少年補導センター、児童相談所、民生委員・児童委員、保護司などの連携により、本人や保護者が相談しやすい体制づくりに努めます。
3 家庭・地域の教育 力の向上	 ①家庭の教育力の向上支援 ・不安や悩みを持つ親、孤立しがちな親などに対して、相談対応や学習機会の提供など、学校、家庭、地域等が連携して家庭教育支援に取り組みます。 ・インターネット利用の問題に対する保護者の意識・知識を高めるため、「情報モラル教室」を実施します。 ②地域の教育力の向上支援 ・自治会、民生委員・児童委員や保護司、女性団体、若者サポートステーション等と連携して地域の教育力の向上を図ります。 ・開かれた学校づくり、学校での地域交流イベントや学校ボランティア活動、体験学習など世代間交流の拡充を図ります。

政策7 地域文化の振興

施策18 地域文化の再発見・保全

現況と課題

地域の自然環境と長い歴史の中で磨かれてきた地域文化は、先人から手渡され、次の世代に引き継いでいくべき大切な財産です。

四万十川流域には、地域の自然や地形に沿って継続してきた暮らしがあり、各時代の足跡を物語る有形・無形の文化財が残されています。市内には約250か所の遺跡と、有形文化財48件(うち国重要文化財3)、民俗文化財4件の指定文化財があるほか、今に伝わる数々の伝統行事があります。

埋蔵文化財については順次調査を行い、その成果を整理・管理のうえ、学校出前授業や文化財めぐり、見学の受け入れを実施しています。中村城跡の郷土資料館や権谷せせらぎ交流館で歴史資料を展示していますが、埋蔵文化財等を常設展示、整理・活用する専用施設はなく、その確保が求められています。また、遺跡・遺構の風化や崩壊などへの対策も必要となっています。

四万十川の景観は、流域5市町として平成21年に文化庁の重要文化的景観の選定を受け、本市では、独自事業として地図づくりやサイクルガイドの養成、沈下橋の修繕などを進めています。山村や漁村などには多様な地域文化が今も暮らしの中に息づき、観光や環境学習などにも活かされるなど、それらの営みが新たな文化創造につながりつつあります。

自然と共生してきた四万十川流域の生活文化には、世界に誇るべき価値があります。そのことを市民が知り、未来に引き継いでいくための仕組みづくりが必要と言えます。

◆目標指標

指標	現 況	目標
地域文化に関する講座数	20回 (H26)	240

名 称	策定年	計画期間
四万十川流域の文化的景観(保存調査報告書・保存計画書)【再掲】	H20	_

施策名	内容	
1 文化財の保存	①文化財の調査・保存の推進 ・埋蔵文化財の調査・保存を計画的に実施します。 ・その他の有形・無形の文化財等の調査・保存を進めます。 ②文化財の展示・活用の推進 ・埋蔵文化財の展示施設の整備・確保について検討していきます。 ・遺跡地図のデータベース化やGIS(地理情報システム)を活用した一般公開等を推進し、観光や学習活動への活用を進めます。	
2 郷土文化の活用	①四万十川の文化的景観の保全・継承 ・「四万十川流域文化的景観連絡協議会」を構成する流域5市町間で連携を図りながら、保存・活用に向け取り組むとともに、情報発信に努めます。 ②多様な地域文化の継承と創造 ・市内に受け継がれている伝統的な祭り・行事、伝承、技術、食などの記録、継承、情報発信に努めます。 ・公民館分館を活用して、地域の独自性を活かした行事(盆踊り、研修会等)の振興を図り、地域文化の保存・後継等を支援します。	



施策19 生涯学習・スポーツの振興

現況と課題

生涯を通じた学習、スポーツ活動は、市民の健康や生きがいを支えるのみならず、豊かな地域文化をつくっていく上でも大きな役割を担っています。

生涯学習については、本市では市庁舎の2階に図書館を設置し、多くの市民に利用されていますが、四万十川や幸徳秋水に関連する資料展示のほか、「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの頃からの読書習慣を重視していることも特徴としています。また、西土佐総合庁舎にも分館を開設し、地域間格差の解消にも努めています。今後も、市民のニーズを把握しながら、開館時間の延長、市民の生活課題に対応する情報提供などを進め、人づくり、まちづくりの拠点として機能を強化していくことが期待されています。

文化・学習活動については、四万十市文化祭、四万十市美術展、四万十川国際音楽祭、四万十川こども演劇祭などの文化イベントに加え、中央公民館での各種講座・教室、ふれあいホール自主事業などを展開しているほか、市民の自主活動も盛んに行われています。しかしながら、受け皿となる施設の老朽化対策が課題となっています。

生涯スポーツについては、市民スポーツセンター、四万十スタジアム、武道館のほか、 学校体育館の開放も行っており、多くの市民が利用しています。また、スポーツ推進委員 による生涯スポーツの振興を図り、市民の健康増進に努めていますが、スポーツリーダー の人材確保や施設の老朽化への対応が課題となっています。

一方、競技スポーツでは、陸上、水泳、ソフトテニス、バレーボール、カヌー、ボートなどの種目で優秀な成績を上げるなど、今後とも、スポーツ団体との連携を強化しながら、 競技力の向上に努めていく必要があります。

また、四万十川ウルトラマラソン、四万十川リバーサイドフルウォークといったイベントが定着し、市外から多くの参加者があることも特徴であることから、市民協働による運営に努め、スポーツを通じた地域間交流を促進していく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
図書館利用者登録率(人口比)	21.5% (H24)	32.2%
蔵書回転率	1.3回 (H24)	1.60
ネット予約冊数	283冊 (H24)	430⊞
生涯学習講座の参加者数	360人 (H26)	400人
1人当たりの社会体育施設利用回数(人口比)	3.90 (H25)	4.30

名 称	策定年	計画期間
子ども読書活動推進計画	H24	H24~ H28

	施策名	内容
1	誰もが参加しやす い生涯学習の推進	 ①図書館活動の充実 ・市民のニーズを把握し、開館時間の延長、蔵書やレファレンスサービス(※1)の充実を図ります。 ②子どもの頃からの読書習慣の形成 ・ブックスタート支援や読み聞かせ活動、図書の紹介のほか、学校や保育所等と連携した読書活動の充実など、人づくりの一環として読書習慣の定着を進めます。 ③文化・学習環境の充実 ・中央公民館等の主要施設での活動の充実に加え、公民館分館、集会所等を有効に活用し、地域における文化・学習活動の充実を図ります。
2	芸術文化の振興	①芸術文化の振興 ・中央公民館、文化センターなどの施設の老朽化への対策を図るとともに、西土佐ふれあいホールの環境整備等を進め、芸術文化活動の拠点を充実します。 ・市民が質の高い芸術文化に触れる機会を確保するとともに、芸術文化に関わる人材の育成、団体活動の支援を行います。
3	健康とふれあいの ための生涯スポー ツの振興	 ①一人一スポーツ (※2) の推進 ・すべての市民が身近な地域でスポーツと親しみ、健康・体力づくりや仲間づくり、介護予防に効果を挙げられるよう、スポーツリーダーの育成・確保を進めます。 ・社会体育施設の老朽化への対策を図ります。 ②競技スポーツの振興 ・青少年の健全育成や体力向上に加え、市民の心をひとつにするスポーツへの関心や理解を深めるため、競技スポーツの振興を図ります。
4	広域スポーツの振 興	①本市ならではのスポーツイベントの充実 ・四万十川ウルトラマラソン、四万十川リバーサイドフルウォークに代表される本市ならではのスポーツイベントについて、市民とともに育みながら、本市のPRと地域の活性化につなげていきます。

※1 レファレンスサービス

市民の生活課題や資料に関する相談への回答サービス

※2 一人一スポーツ

心身ともに健康で活力ある生活を送るために、市民一人ひとりが最低一つのスポーツを行っている状態



健やかで笑顔のある 支えあいのまちづくり

政策8 住民みんなの健康づくりの推進

施策20

医療体制の充実

現況と課題

高齢化が進む中で、市民の健康を支える医療体制の充実が重要となってきています。

本市では、幡多保健医療圏の中で、市民病院、医師会、幡多けんみん病院の連携を軸に 地域医療の体制を確保しています。

市民病院は、幡多けんみん病院とともに急性期医療を担う重要な位置づけにありますが、近年の地方における医師不足の影響で慢性的な赤字経営となっていることから、平成24年度には経営健全化計画を策定するなど、病院全体で経営改善に努力しています。現在は5診療科、医師11名(平成26年度末)の体制で運営し、市内で唯一全身麻酔手術が可能な医療機関として多くの緊急手術を行うとともに、禁煙外来、人間ドックや脳ドック、各種健診等も実施することで市民の健康を守っています。また市民病院は市の災害医療救護計画において災害時の救護病院に指定されており、平成24年度には院内でDMAT(※)を組織する等、災害対応能力の向上を図っています。また平成23年度には院内に地域連携室を設置し、病診連携や介護との連携を図りながら市民の安心を支えています。

西土佐地域では、西土佐診療所と3つの出張診療所を運営し、介護との連携、訪問診療・ 訪問看護体制を築き、看取りも含め、住民とともにある医療を実践するとともに、救急医療については、宇和島方面とも連携しています。

救急医療については、幡多けんみん病院(24時間)と市民病院(22時まで)が担い、日曜日・祝日は医師会の在宅当番医が対応していますが、救急医療機能の役割分担体制は、幡多保健医療圏全体の課題でもあります。

また、市内には、小児科、産婦人科、眼科が少ないなど、広域連携による医療体制の確保が必須となっています。加えて、高齢者の増加に伴い、訪問医療の充実、介護との連携が急務となっており、地域医療を支える医師・看護師、リハビリ等の専門職の確保が必要となっています。

関連計画

名 称	策定年	計画期間
四万十市立市民病院経営健全化計画(改定)	H26	H27~ H29

***DMAT**

災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム

施策名	内容
1 地域医療体制の充 実	 ①地域完結型医療体制の確保 ・市民病院と医師会の連携により、急性期から回復期、療養期までの地域完結型の医療体制を確保していきます。 ・西土佐診療所の施設・設備の改修、市民病院と連携した医師・看護師等の体制確保を目指すとともに、さらなる経営健全化に努めます。 ②救急医療体制の確保 ・幡多けんみん病院、市民病院、医師会(在宅当番医制)、急患センター等との連携により救急医療体制を確保し、充実を図ります。 ③広域連携の推進 ・幡多保健医療圏の中で、高度医療、救急医療、多様な診療科を確保できるよう医師会との連携に努めます。 ④医療・介護・福祉の連携強化 ・地域包括ケアシステムの構築により、介護・医療・住まい・生活支援・予防にわたるニーズに応えられるよう、地域ケア会議の開催など、医療・介護・福祉との連携を強化します。 ⑤適正受診の推進 ・地域医療に対する市民の理解を進め、適正な受診を促進します。
2 市民病院の充実	①地域医療の中核機能の充実 ・急性期医療の拠点機能を維持・充実させていきます。 ・市民の医療ニーズや健康管理に関わる課題、広域の医療情報などの収集・整備に努め、地域の医療機関と共有するとともに、地域の医療機関のニーズを把握し、医師会と連携して課題解決を図ります。 ・高度医療、救急医療等における広域連携・調整の機能を担うとともに、災害時の医療体制(DMATや資機材整備等)の強化を図り、広域の医療に貢献します。 ②診療体制の確保 ・市民のニーズに応える診療科の維持・充実に努めます。 ・医師、看護師等の人材確保に努めます。 ・医師、看護師等の人材確保に努めます。 ・ 下民及び地域の医療機関のニーズに応え、本市の地域医療の拠点としての機能を果たしていけるよう、経営の健全化を進めます。 ・ 脳ドック、禁煙外来など、本病院ならではの特色づくり、患者サービスの向上により選ばれる病院づくりを進めます。 ・ ホームページ、病院広報誌などによる情報発信を充実します。 ・ 医療費請求の適正化、ジェネリック医薬品の導入、業務の効率化などを進めるとともに、職員意識の向上により経営感覚を向上していきます。

施策21 生涯健康づくりの推進

現況と課題

我が国では平均寿命が伸びる一方、健康で活動的に暮らせる期間(健康寿命)はそれより10年程度短い状況にあり、社会的な課題になっています。生涯の健康はすべての人の願いであり、一人ひとりの主体的な健康づくりが求められています。

本市では、健康増進計画に基づき、市民の健康の保持増進に力を入れ、特定健診・特定保健指導、各種がん検診などを実施するとともに、歯と口の健康づくり推進条例を制定し、口腔ケア事業・歯科口腔検診事業についても計画的に推進しています。また、市民向けの健康ウォーキングをはじめ、実践的な各種講座・教室などを行っているほか、地域ごとで健康・福祉地域推進事業を展開しています。

精神保健については、精神疾患だけではなく、発達障害、うつ、ひきこもり等幅広く対象とした相談援助を行う必要があることから、平成24年度からこころの健康に関する相談窓口を設け、平成25年度からは、精神保健福祉士等を配置し、医療、就労等の専門機関と連携して支援を行っています。

市民が心身の健康を保持増進していくためには、妊娠期から高齢期まで生涯にわたり切れ目のない支援が重要であり、医療機関や学校、職場、地域と連携しながら、一人ひとりが主体的に健康づくり活動を継続できるよう促していくことが求められます。本市では、健診(検診)受診の促進とともに、健診(検診)結果から生活習慣の改善・適切な治療へとつなげていますが、これまで取り組んできた歯と口の健康づくりなどの成果も見極めるとともに、健康・福祉地域推進事業による健康福祉委員会を中心に、医療・保健・福祉関係機関と連携して、市民が意欲的に、楽しく健康づくりに取り組めるよう支援していく必要があります。

◆目標指標

指標	現 況	目 標
特定健康診査の受診率	38.9% (H26)	60.0%
12歳児一人の平均むし歯数	1.4本 (H26)	1.0本以下
歯科□腔定期検診受診率(成人~壮中年期)	15% (H26)	40%
喫煙する人の割合	男性32.6%、女性7.5%(H26)	男性20%以下、女性5%以下
多量飲酒者の割合(1日3合以上)	男性9.6%、女性5.0% (H26)	男性8%以下、女性4%以下

名 称	策定年	計画期間
健康増進計画	H26	H27~H31
歯と口の健康づくり基本計画	H26	H27~H31
国民健康保険第2期特定健康診断等実施計画	H24	H25~ H29

	施策名	内容
1	多様な健康づくりの推進	 ①疾病の予防と早期発見の推進 ・特定健診・特定保健指導、各種がん検診を実施します。 ・生活習慣の改善、生活環境の調整、健康学習による健康増進を進めます。 ・健康情報を分析し、関係機関や、健康福祉委員会等の地区組織活動と連携しながら市民の健康保持・増進に活用していきます。 ・子どもの頃から健康的な生活リズムを身につけるために、『早寝・早起き・朝ごはん+運動』を、成人期からは『水・めし・うん・運(※)』をキーワードに普及・啓発します。 ②歯と口の健康づくりの推進 ・歯科医師会と連携し、市民の自己管理(セルフケア)能力の向上を推進します。 ・歯と口の健康づくりに関する情報提供や関係機関と連携し、サービス支援体制の充実を促進します。 ③こころの健康の支援 ・関係機関で構成する四万十市若者等支援地域連絡協議会を中心に、職業訓練、就職あっせん、福祉就労などに結び付ける支援を推進します。 ・こころの健康が保持できず社会参加が達成されない人のために、各種相談機関等と連携して社会参加への支援や専門機関への引継ぎを行います。
2	家庭・地域ぐるみ で進める健康づく り活動の支援	①健康情報の提供 ・市民や健康福祉委員会等、地域リーダーが健康づくりに関する意識・知識を高めていけるよう、健康学習や正しい情報の提供に努めます。 ②地域における健康づくり活動の支援 ・健康・福祉地域推進事業を推進します。 ・健康福祉委員会と連携して住民の健康づくりに関する課題把握、健康づくり活動を進めます。

※水・めし・うん・運

普段の体調を整える四ヵ条 (水=水分、めし=食事、うん=排便、運=運動)

政策9 支えあう地域づくりの推進

施策22 地域福祉の推進

現況と課題

少子高齢化・人口減少が進む社会であっても、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心 して暮らし続けられるためには、公的な支援のみならず、住民同士で支え合う地域の力が 不可欠となってきています。

本市では、市街地・山間部を問わず人口減少と高齢化が進み、ライフスタイルの変化等により地域コミュニティの機能低下が進行しているほか、住民一人ひとりの生活課題や福祉ニーズも多様化する中で、行政の役割だけでは、住民が住み慣れた地域で心豊かな生活を維持することが難しくなってきています。住民の健康で安心な生活を支えるためには、新たな地域福祉の仕組みを構築していく必要性が高まっています。

市では、「地域に根ざした地域福祉の創造」を理念に掲げ、市社会福祉協議会と連携して 地域福祉を推進してきました。平成24年度には健康・福祉地域推進事業を立ち上げ、地域 において健康福祉委員会が組織され、「健康づくり」「介護予防、障害者・高齢者生きがい 交流」「支え合いの地域づくり」を目的に、地域が主体となった取り組みが進められていま す。また、株式会社大宮産業を住民自らが立ち上げた西土佐大宮地区では、地域での支え あいや経済活動など、地域生活を支える共同事業を展開しています。

今後とも、市、地域住民、関係機関がそれぞれ力を出し合い、協働により住民の健康と 福祉を支えていく体制を充実していく必要があります。

◆目標指標

指標	現 況	目標
健康福祉委員会の組織率	72.0% (H26)	84%
社会福祉協議会ボランティア登録者数	個人101人、団体23団体(H25)	個人120人、団体27団体

名 称	策定年	計画期間
地域福祉計画	H26	H27~H31

	施策名	内容
1	地域福祉の基盤づくり	 ①協働による地域福祉推進体制の充実 ・ボランティア活動の機会の提供を図り、人材の育成に努めます。 ・社会福祉協議会と連携し、地区活動や民生委員・児童委員協議会の活動を支援し、地域福祉の仕組みづくりを進めます。 ・地域の課題と解決策をコーディネートする人材の育成や仕組みづくりを推進します。 ②誰にもやさしい環境づくりの推進 ・まちや建物、交通機関などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に努めます。 ・手話、要約筆記、音声情報や大活字、外国語対応など、情報のバリアフリー化を進めます。 ③低所得者福祉の充実 ・民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと各種相談・指導・援助活動の充実に努めるとともに、自立に向けた就労支援を充実させます。
2	地域に根ざした支え合い活動の推進	①健康・福祉地域推進事業の推進 ・健康福祉委員会の設立支援や活動内容の充実を図り、住民を主体とする支え合いと協働・連携による福祉推進の活動拠点の基礎とします。 ②避難行動要支援者の避難支援体制の確立 【再掲:施策4 災害に強いまちづくりの推進】 ・避難行動要支援者名簿の作成と、避難支援の個別プランの作成を進めます。 ・福祉避難所の確保、避難時、避難場所に必要な設備・資材・医療的ケアなどの準備を進めます。



施策23 地域で支える子育ての推進

現況と課題

少子化が進行する中で、若い人たちが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やか に育つことのできる地域づくりが求められています。

保育サービスについては、全員入所を基本に受け入れを行っていますが、少子化等の影 響により、今後、子ども数の動向に応じた再編も必要となっています。一方、障害児保育 の需要は増加しており、加配保育士の確保が課題となっているほか、一時預かり保育、病 児保育、延長保育等の確保、認定こども園開設(移行)など、保護者のニーズが多様化し ているため、内容を検証しながら対応していく必要があります。

子育て支援では、核家族化の進展や転勤などにより、孤立しがちな子育て家庭への育児 相談や保護者・親子の交流支援が必要となっています。このため、子育て支援センターを はじめ、子育てサークルや子育て応援団への支援に加え、子育て情報の提供なども充実し ていく必要もあるほか、地域ぐるみで子育てを行うという視点がますます重要となってい ます。

母子保健については、乳幼児健診、各種教室・相談などを実施し、育児不安の解消に努 めているところです。

一方では、子育て経費の負担感が増大している状況にあり、経済的負担の軽減のために、 効果的な支援体制を整える必要があります。

今後も、いじめ・不登校の深刻化、子育てコストの増大、児童虐待など子育てをめぐる 様々な問題が懸念される中、保育所・幼稚園、小中学校、市民・地域が手をたずさえて地 域全体で子育て・親育ちを支え、子どもたちが安心して育ち、若い人たちが「ここで子育 てをしたい」と思えるようなまちをつくっていくことが求められます。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
保育所入所待機児童数(0~2歳児)	13人 (H26)	0人

名 称	策定年	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	H26	H27~H31
保育計画	H24	H24~H28

	施策名	内容
1	保育サービスの充 実	 ①保育所施設整備と適正化の推進 ・総合的な判断のもと計画的な施設整備を図ります。 ・子ども数の動向に即して、施設の再編を進めます。 ②保育サービスの充実 ・保育所と連携し、障害児保育の充実を図ります。 ・保護者の勤務形態が多様化する中、その保育ニーズの解消に向け、取り組みを推進します。 ③保育と教育の連携 ・保育所におけるこども読書の導入など、保育と教育の連携に取り組みます。
2	地域での子育て支援の充実	①子育て支援機能の充実 ・行政と地域が連携を図り、子育て支援機能の充実に努めます。 ・子育てに関する情報の収集・一元化を図り、市民や保護者等と情報の共有化に努めます。 ②子育てサークル・地域子育て活動の支援 ・子育て当事者による自主サークルや子育て応援団の活動を支援します。 ③ひとり親家庭等の支援 ・市内事業所等と連携して、保護者の就業を支援します。 ④放課後の居場所づくり【再掲:施策17 青少年・若者の育成】・学童保育指導者の確保、受入年齢の拡大、専用施設や児童1人あたりの専有面積の確保など、放課後児童健全育成事業・放課後子ども教室事業を拡充します。 ⑤青少年活動の促進【再掲:施策17 青少年・若者の育成】・子ども会の活動を支援します。 ・学校の部活動のほか、地域スポーツクラブや地域文化の伝承活動など、地域における青少年の活動・活躍を支援します。
3	保健・医療による 子育て支援の充実	 ①母子保健の充実 ・医療機関・関係機関と連携し、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を充実します。 ・発達に不安のある乳幼児に対し、医療機関、保育所との連携を図り、子どもの成長と家族への育児に対する支援に努めます。 ②子ども医療の充実 ・子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健康や発達の心配事に対し、早期対応を図ります。

施策24 高齢者福祉の充実

現況と課題

我が国では、人口の急速な高齢化に対応して社会保障の構造改革が進められています。 介護保険制度は、団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者になる2025年を目途に、医 療・介護・住まい・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目 指すための改正がなされ、市町村ごとに体制づくりが進められることになりました。

本市は、65歳以上の高齢者人口がすでに3割を超えている状況にあるため、各種健診や 歯と口の健康づくり等を進めるとともに、筋力アップ教室、温水プールでの水中トレーニ ング等の提供や各地域における健康福祉委員会による健康づくり活動を促進するなど、介 護予防事業に力を入れています。また、シルバー人材センターや老人クラブ、高齢者はつ らつデイサービスなど、高齢者の社会参加を促進しています。しかしながら、各種の事業 や活動については、参加者の固定化がみられるため、参加につながる情報の提供や移動手 段の確保が課題となっています。

また、地域の中では、高齢化の進展により、独居や認知症高齢者への対応も問題となっ ています。市内には、特別養護老人ホームやグループホーム等の住まいも充実してきてい ますが、今後も特別養護老人ホームへの入所を希望する方は多く、要介護状態になっても 安心して自宅や住み慣れた地域で暮らし続けることのできる環境を確保していくことが大 きな課題となっています。

生涯健康で、自分らしい生活を継続することはすべての人の願いでもあり、身近な地域 の中で、介護予防から介護、看取りまで切れ目のないサポートを実現していくためには、 本市に息づく地縁や住民同士の助け合い意識を基本に、専門職と住民が連携して安心でき る支援体制を築いていくことが重要です。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
要介護認定率	18.7% (H24)	17.60%
認知症サポーター養成講座受講者数	2,493人 (H26)	3,500人

名 称	策定年	計画期間
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	H26	H27~ H29

	施策名	内 容
1	地域ぐるみの支援 体制の確立	①地域包括ケアシステム構築の推進 ・地域包括支援センターを中心に、地域ケア会議の充実や医療、保健、福祉等の連携による地域包括ケア体制を充実し、介護予防から介護、看取りまで切れ目のないサポートを実現していきます。 ②健康・福祉地域推進事業の推進【再掲:施策22 地域福祉の推進】・健康福祉委員会の設立支援や活動内容の充実を図り、住民を主体とする支え合いと協働・連携による福祉推進の活動拠点の基礎とします。
2	介護予防・生活支援の総合的な推進	 ①高齢者の活躍支援と介護予防の推進 高齢者が仕事や地域活動に参加し、生きがいを感じながら健康づくりと地域づくりに貢献していけるよう努めます。 介護状態にならないために、筋力アップ施策の充実を図ります。 健康福祉委員会を中心に、地域での健康づくり活動を推進します。 利用者の多岐にわたる個別ニーズに対応した介護予防・日常生活支援総合事業の推進に努めます。 ②在宅生活の支援の充実 住宅改修、緊急通報システムの活用により安全・安心な生活を支えます。 見守りによる食の確保(配食)により、健康で自立した生活の手助けをするとともに安否を確認します。 ③認知症対策と権利擁護の推進 認知症の早期発見・早期対応に努めるとともに、認知症ケアパスの作成や認知症サポート活動のほか、介護者支援等を充実します。 高齢者虐待防止、権利擁護・成年後見制度の充実と活用促進を図ります。
3	介護サービスの効 果的な提供	 ①介護サービスの充実 ・在宅サービスと施設サービスのバランスを取りながら、高齢者のニーズを踏まえて、サービス基盤をより一層充実させます。 ②適正な介護サービスの提供 ・個々の解決すべき課題(ニーズ)や状態に即した利用者本位の介護サービスが適切かつ効果的に提供されるように、事業者への指導や支援を行います。 ③医療・介護・福祉の連携強化【再掲:施策20 医療体制の充実】・地域包括ケアシステムの構築により、介護・医療・住まい・生活支援・予防にわたるニーズに応えられるよう、地域ケア会議の開催など、医療・介護・福祉との連携を強化します。
4	持続可能な支援体 制の確保	①介護保険事業の健全な運営 ・サービス給付等の必要量を見込み、介護保険料の適切な設定と収納による持続的な制度運営を図るとともに、サービスの有効かつ適正な提供に努めます。 ・サービスの質の向上、効果的な介護予防やケアの実現を図るため、介護保険サービス事業者・従業者等の育成・支援に努めます。

施策25 障害者福祉の充実

現況と課題

障害者権利条約の批准を機に、生活や社会参加において障害を理由とする差別が完全撤廃されることが目指され、障害のある人が地域で普通の生活が送れる社会づくりが求められています。障害のある人が安心して自分らしく暮らしていけるまちは、誰もが暮らしやすいまちと言えます。

本市では「ノーマライゼーション」の理念に基づき、お互いに支え合う「共生」のまち (相互理解とバリアフリー)、地域生活を支える「支援」のまち (生活支援と権利擁護)、意 欲と生きがいに満ちた「豊か」なまち (リハビリテーションと社会参画) づくりを進めてきました。

現在、精神障害者保健福祉手帳を持つ人や自立支援医療(精神通院)を利用する人、発達に心配のある子どもの増加がみられます。しかしながら、精神障害や発達障害等に対する市民の理解は不十分であることから、その理解の促進を図るとともに、障害者自身が社会参加できるよう、就労支援、入院・入所者の地域移行なども進めていく必要があります。また、自己決定に基づく適切なサービス利用等を支える相談支援やサービスの量・質の確保など、ライフステージに応じた切れ目のない支援を進めていくことが必要です。

これらの課題に対応していくためには、相談支援体制の充実をはじめ、教育や医療、労働、行政等の関係機関の協働による支援体制を確保していくことが重要です。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
障害者優先調達推進法に基づく市からの発注額	2,222,766円 (H25)	5,000,000円
メール119の登録者数	1名 (H26)	30名

名 称	策定年	計画期間
しまんと障害者いきいきプラン (障害者福祉計画)	H24	H24~ H28
地域福祉計画	H26	H27~H31

施策名	内容
1 共生のまちの基礎 づくり	①障害の理解の促進 ・地域活動支援センターや障害者支援センターと連携を図りながら、交流機会の確保や各種研修等を通じて、障害者の理解の促進に努めます。 ②誰にもやさしい環境づくりの推進【再掲:施策22 地域福祉の推進】 ・まちや建物、交通機関などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に努めます。 ・手話、要約筆記、音声情報や大活字、外国語対応など、情報のバリアフリー化を進めます。 ③権利擁護の推進 ・障害を理由とする差別の撤廃や虐待の防止、権利擁護や成年後見の仕組みを充実します。
2 情報・相談体制の 充実	①障害の早期発見・早期対応 ・障害特性の理解促進に努め、医療・保健機関や教育・保育施設・職場等と連携し、障害の早期発見・早期対応を図ります。 ②情報提供・相談支援体制の充実 ・自立支援協議会を中心に、相談支援事業所の機能強化と医療・教育・就労・福祉等と連携し支援体制の充実を図ります。
3 自己実現と社会参加の支援	①子育て支援の推進
4 地域生活の支援	① 障害福祉サービスの充実 ・訪問系サービス、日中活動系サービス等により在宅生活を支援します。 ② 地域生活支援事業の推進 ・地域活動支援センター、移動支援、意思疎通支援、日常生活用具等の 支援など、在宅生活を支援します。

第6章

協働で築く地域力のあるまちづくり

政策10 住民自治と協働の推進

施策26

住民自治と地域活動の推進

現況と課題

まちはコミュニティの集合であり、その構成員である個人や家庭による連帯や互助により、住みやすく安心した生活が営まれます。しかしながら、人口が減少し、核家族化の進展や生活の多様化、価値観の変化などによって、地域を支える人材が不足し、生活の安全・安心をはじめ、地域活動を展開していくための"コミュニティ力"の低下が進んでいます。

本市においては、地域における共同活動の母体となる自治組織に対し、平成25年度から地区活動運営交付金制度を設け、各区の活動を支援しています。しかしながら、区の役割や活動自体が必ずしも住民に十分に認知されていない、あるいは、区に加入していない住民がいる状況もみられます。加えて、地区人口の減少等に伴い、自治活動が困難な地域が生じる可能性もあります。

今後は、自らの地域は自らが創るという考えのもと、住民一人ひとりがまちづくりへの 参画意識を高めるとともに、交付金制度の効果的な活用などにより、住民自治と地域の活動を促進していく必要があります。

◆目標指標

指標	現 況	目 標
区の加入率	79.3% (H26)	81.0%

	施策名	内容
1	自主的な地域活動の促進	 ①自治組織である「区」への支援 ・住民の自治活動の単位となる「区」の活動を支援し、地域の連帯、相互扶助の力を養い、防犯・災害等に対する地域の仕組みづくりを進めます。 ・区への加入率向上のため、あらゆる機会を通じて区の必要性を未加入者に広報していきます。 ②地域で支えあう活動の拡充 ・地域自らが地域を守り、支えあう組織づくりの育成と持続ある活動の構築に向け支援します。 ・高知大学地域協働学部と連携し、地域住民と学生との共同活動により、地域課題の洗い出しや地域ビジネスのきっかけづくり等、地域の良さの再発見に向けた取り組みを進めます。 ③人材(財)の確保 ・地域活動の担い手対策として、地域やNPO法人等と連携した移住促進に取り組み、新たな人材(財)を確保します。 ④遊休施設を活用した地域活動の拠点づくり ・旧校舎等の利活用について、住民と協働し、利活用プランを検討しながら、それぞれの地域に合った活動拠点の創出を支援します。
2	多様な市民活動の 展開	①市民活動を担う人材育成 ・各種養成講座や市民向け協働セミナー等の開催情報を広報やホームページを通じてお知らせし、市民活動を担う人材の発掘・育成と協働意識の普及啓発を図ります。 ②公益活動団体との連携の推進 ・多様な地域ニーズに応えるため、ボランティア団体、NPO法人等が企画し実施する事業等への支援に努めます。



施策27 人権が尊重されるまちづくり

現況と課題

豊かで平和な社会を築くためには、性別・国籍・世代を超え、障害の有無に関わらず私 たち一人ひとりが人権意識を高め、人権尊重のための積極的な取り組みを進めていくこと が必要です。また、地域力を高めていくには、これからは女性の力が極めて重要と言われ ていますが、現状の社会では性別による差別的取り扱いや意見形成における男女の参画格 差など依然として課題が多く、一層の努力が求められています。

本市においては、平成19年度に「四万十市人権施策基本方針」を定めるとともに、人権 尊重の社会づくりに関する市及び市民の責務と人権施策の推進事項を定めた「四万十市人 権尊重の社会づくり条例」の制定及び「四万十市人権施策行動計画」を策定し取り組んで います。

また、平成24年度に"人権の尊重と男女平等"を基本理念に「四万十市男女共同参画プ ラン」の見直しを行い、男女共同参画の実現を目指しています。

しかしながら、人権の問題については必ずしも市民の共通意識が十分に形成されている とは言えない面も見受けられます。また、男女共同参画においても地域福祉や地域防災な どの活動に対してさらなる取り組みが必要であり、今後とも市民全員参加型の考え方のも と推進していく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
旧来の男女の役割分担にとらわれない人の割合	18.5% (H24)	35.0%
家庭生活の中で男女平等であると思う住民の割合	31.7% (H24)	50.0%
職場・職業で男女平等であると思う住民の割合	26.3% (H24)	35.0%
女性が社会参画していると思う住民の割合	37.8% (H24)	50.0%
社会の習慣やしきたりなどにおいて男女が平等になっていると 思う住民の割合	12.7% (H24)	25.0%
本市管理職員に占める女性の割合	6.9% (H26)	13.0%
女性の審議会等登用率	20.9% (H24)	35.0%

名 称	策定年	計画期間
人権施策行動計画	H26	H27∼ H32
男女共同参画計画(新・しまんと男女共同参画プラン)	H25	H20~ H29

	施策名	内容
1	人権の尊重	 ①人権教育と啓発の推進 ・学校教育や生涯学習を通じ、人権問題の学習機会を充実するとともに、各種事業所や市職員・教職員の研修の拡充など、人権に関する専門的知識を持った人材の育成を図ります。 ・関係機関と連携し、人権問題の啓発を図り、市民意識の向上に努めます。 ②人権尊重社会の実現 ・ドメスティックバイオレンス・セクシャルハラスメント等への対応や、子ども、高齢者、障害者への虐待等の未然防止と早期発見に向け、関係機関と連携した相談・支援体制の充実を図ります。 ・市民の通報義務や通報窓口など、広報等で制度の周知に努め、虐待防止につなげます。
2	男女共同参画の促 進	 ①男女共同参画意識の啓発活動の推進 ・男女の固定的な性別役割意識の解消など、男女共同参画意識の形成を図るため、広報などによる啓発活動に努めるとともに、学校教育の場や各種講座の開催により男女平等教育・学習を推進します。 ②社会参加の促進 ・災害時の避難所の運営等、あらゆる場面において、女性の視点や意見を活かした取り組みを促進します。 ・市の政策・方針決定や施策立案の場である審議会や委員会等、市の附属機関への女性委員の参画を促進します。



施策28 協働の推進

現況と課題

まちづくりの課題が多様化・複雑化していく中で、住民、行政等がそれぞれの役割を発揮し、"協働"して課題を解決していくことが求められています。また、住民のボランティアやNPO法人の活動への関心は高まりつつあり、参加機会の充実も求められています。そのためには、まちづくりに関する様々な情報をわかりやすく適切に伝え、みんなでまちづくりの問題を共有していくことが重要です。

本市においては、市民参加型のまちづくりを推進するために、「広報四万十」を毎月発行するとともに、市公式ホームページでは携帯用サイトの設定や、関係諸団体にもリンクを行い、コンテンツの充実に努めているほか、公式Facebookによる身近な情報発信も行っています。さらに、市民の声を反映させるため、平成24年度より「ご意見箱」を市役所本庁・総合支所に設置し、市民の声が届きやすい仕組みづくりを進めています。

しかしながら、まちづくりの課題や市民ニーズが多様化・複雑化しており、行政主導のサービスだけでは、住民ニーズに対応できてない状況にあります。

これからのまちづくりは、"新しい公共(※)"とも言われ、市民やボランティア、NPO 法人等の市民の力が非常に重要となってきます。このため、行政も地域の課題を共有のう え、その解決に向けた横断的な支援方法を検討するなど、さらなる協働体制の確立強化に 取り組んでいく必要があります。

※新しい公共

公共サービスを「行政」だけではなく、市民、NPO法人、企業等が提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動を指す

◆目標指標

指標	現 況	目 標
移住組数(NPO法人経由)	8.5組/年(H24-25平均)	15組/年
移住者の受入体制整備集落数	0地区(H26)	10地区
市ホームページ・Facebook年間アクセス件数	261,499件(H21-25平均)	420,000件
ふるさと応援団員数	1,436 (H25)	2,200人

施策名	内容
1 市民参画機会の拡 充	①計画や制度づくりへの市民参画機会の拡充 ・各種計画策定にあたり、審議会などにおける公募委員の登用推進、懇談会や市民ワークショップ、計画案へのパブリックコメントの実施など、政策形成に向け、市民の参画機会を拡充します。 ・市のホームページを活用した、市民意識調査やパブリックコメントへの参加等、いつでも誰でも参加しやすい体制づくりを進めます。 ②市民活動を担う人材育成 【再掲:施策26 住民自治と地域活動の推進】 ・各種養成講座や市民向け協働セミナー等の開催情報を広報やホームページを通じてお知らせし、市民活動を担う人材の発掘・育成と協働意識の普及啓発を図ります。 ③公益活動団体との連携の推進 【再掲:施策26 住民自治と地域活動の推進】 ・多様な地域ニーズに応えるため、ボランティア団体、NPO法人等が企画し実施する事業等への支援に努めます。
2 広報・広聴活動の 充実による情報共 有	 ①市ホームページの充実 ・市民が知りたい情報をよりわかりやすく的確に伝えるための内容の充実と、障害者や外国人にとっても利用しやすい環境の充実に努めます。 ・SNS(※)等の有効活用を図り、特産品、観光情報等、四万十市の積極的なPRを強化します。 ②広報誌の充実 ・市民の誰もが、読みやすくわかりやすい誌面づくりに努めます。 ③ふるさと応援団を活用した四万十市の情報発信 ・ふるさと応援団のさらなる団員募集を図るとともに、団員を介した四万十市の情報発信に努めます。

***SNS**

ソーシャルネットワーキングサービスの略(TwitterやFacebookなど)

政策11 行財政の運営

施策29

効果的な行財政運営

現況と課題

自治体を取り巻く行財政環境はますます厳しくなっています。誰もが安心して安全で、 活力ある生活を送ることができるまちづくりを進めていくためには、健全で持続可能な行 財政基盤を確立することが必要です。

本市においては、「人材育成基本方針」を策定し、人材育成環境の整備、職員研修の充実、人材育成体制の整備に取り組んでいます。また、行政改革にも取り組み、職員定数の削減や給与制度の改革等、一定の成果をみることができ、平成27年度を初年度とする「第2次四万十市行政改革大綱」に沿い、さらなる効率的・効果的な行政運営に努めることとしています。しかしながら、多様化・高度化する行政事務への対応は、職員一人ひとりの研修や人事評価制度の導入等、必ずしも十分には取り組みができていない面もあります。

今後とも、各種施策・事業の必要性や優先度などを検証し、選択と集中による効果的・ 効率的な行政運営がさらに求められます。また、事務・事業や公共施設の統合再編・維持 管理等の在り方を整理し、これまで以上に財政健全化を図りつつ、効率的な事業展開を図 っていく必要があります。

◆目標指標

指標	現 況	目標
市税徴収率	94.1% (H25)	95%(県下市の平均値以上)
実質公債費比率	14.6% (H25)	18.0%以内
職員研修の参加率	67.4% (H25)	100%

名 称	策定年	計画期間
第2次行政改革大綱	H26	H27~H33

施策名	内容
1 効率的な行政運営	①まちづくりを担う人材の育成 ・職員の政策形成能力や問題解決能力、市民や団体間の調整(コーディネート)能力などを高める職員研修の充実を図ります。また、職員の自主的な研究会など自己研鑚の機会拡充を支援します。 ②組織・機構の見直し ・組織マネジメント機能を重視したうえで、簡素で事務効率重視の体制へ見直していきます。 ③公共施設の再編の推進 ・施設の厳選を図り、廃止や類似する公共施設の整理統合などに向け、調整を図ります。
2 健全な財政運営	①事務事業の効率化 ・行政運営の改善・改革に関する職員提案や徹底したアウトソーシングと、民間と類似競合する事業からの撤退も含め、事務事業の効率化を図ります。 ・事務事業の見直しとあわせて、定員管理計画の策定と給与の適正化を着実に進行していきます。 ②地域活性化による自主財源の確保 ・地場産業の振興や新産業創出、企業立地・企業誘致の促進による若者の雇用の場の確保、定住の促進など、地域活性化の取り組みを重点的に進め、自主財源の安定確保に努めます。

施策30 広域行政の推進

現況と課題

市民の生活圏の広がりは単一自治体で完結するものではなく広域化しており、各市町村 が直面している少子高齢化や交流人口の拡大等、共通的に取り組むべき行政需要が発生し てきています。また、最近においては災害等の緊急時の対応の視点からもその必要性が高 まり、今後、ますます広域行政や広域連携が重要となってきます。

本市は、宿毛市とともに幡多地域定住自立圏の中心市としての役割を有するとともに、 幡多広域市町村圏事務組合において、これまで、ごみの共同処理や消費生活センターの設 置・運営など、効率的かつ専門的な事務処理を進めているほか、観光分野においても連携 を強化しています。

各市町村が直面している少子高齢化や定住対策等の大きな課題に対し、さらなる連携体 制を充実していくとともに、幡多地域を越えた交流・連携体制の充実も必要です。

一方で、行政間の繋がりだけではなく、市民や産業団体レベルでの交流が活発化され、 文化面のみならず産業面も含めた地域活性化に繋げていく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
住民サービスの協働処理事業数	8事務 (H26)	9事務
ホームページ多言語ページの対応言語数	0 (H26)	2か国語程度

	施策名	内容
1	広域行政組織の充 実	①広域連携の推進・幡多広域市町村圏事務組合及び定住自立圏構成自治体との広域連携を進めていきます。②共同化事務事業等の検討・促進・産業振興や市民サービスの向上、行政運営の効率化などを図るため、新たに共同化が可能な事務事業などを検討します。
2	広域(都市)連携 活動の促進	 ①近隣市町村との連携促進 ・四万十川流域市町村や四国西南サミット構成市町村のほか、JR予土線、土佐くろしお鉄道の関係自治体間の連携を強め、共通課題の解決を図ります。 ②友好都市等との連携促進 ・友好都市との交流関係を活かし、市民レベルや産業団体レベルの交流まですそ野を広げ、文化面のみならず産業面も含めた地域活性化に繋がる仕組みづくりに努めます。
3	国際交流の促進	①国際交流を促進する取り組み・市のホームページの多言語対応を進めます。・CIR(国際交流員)、ALT(外国語指導助手)の活躍の場を充実します。・国際理解を深める教育の充実を図ります。





重点プロジェクトの位置づけ

「人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市 ~ "にぎわい・やすらぎ・きらめき"のあるまちづくり"~」を本市の目指す将来像とし、今後、市民が住んで良かった、住んでみたいと思えるまちに向け、各分野からアプローチを行い、総合的な対策が求められています。

その中でも、少子高齢化の進展や低迷する経済状況の中、人口減少社会においても少しでも減少を抑制し、定住人口を確保していくことを切り口に、特に重点的かつ優先的に取り組んでいくべき政策を「重点プロジェクト」として位置づけます。

《このため》

- ●重点プロジェクトは、基本計画の全施策を網羅するものではありません。
- ●特にプロジェクト1・2は課題本位であり、基本計画の計画期間に収まりにくいものや、具体化にはさらなる検討を要するものもあります。
- ●このプロジェクトは、それぞれが単体として独立しているものではなく、相互に関連 しあい、相乗効果を高めていくことを狙いにしているものです。

構成

プロジェクト1

元気な地域づくり プロジェクト

地域ごとの拠点と住民活動で 地域福祉・地域産業を振興

プロジェクト2

元気なまちづくり プロジェクト

交流基盤と都市空間の活用に よる市街地の賑わいを創出

人口減少の抑制 定住促進 地域力の向上

プロジェクト3

元気な産業のまち プロジェクト

雇用の場の確保と外部人材の 積極的な受け入れによる、市民 の定住化の基盤を整備

1 元気な地域づくりプロジェクト

~地域ごとの拠点と住民活動で地域福祉・地域産業を振興~

対応課題

- ○少子・高齢化の進展による若年層の減少に伴う地域力の低下や単身高齢世帯の増加に 伴い、特に災害時における不安など、地域における共通課題が多くみられます。
- ○地域の活力を維持・増進していくためには、誰もが安心して生活し、それぞれが役割 を見出し活躍していけるコミュニティをつくっていくことが求められています。

取り組むべき視点

- ◆地域特性に応じた持続性のある地域づくりに向けた支援
 - ◎多面的な地域活動の促進

【パッケージ例】

- 多様な住民自治活動
 - *地区
 - *健康福祉委員会(健康づくり・介護予防・支えあい)
 - *集落活動センター
 - *特産品開発グループ 等
 - + (新しい視点の組み入れ)
 - ●地域での移住者の受け入れ
 - ●特産品開発グループの拡大
 - ●地域での子育て支援 等
- ◎対象エリアの拡大等、活動が担保される体制づくり
 - *高齢化や担い手不足など、これまでの枠組みでは活動が制約される場合、 地区との話し合いのもと、対象エリアの拡大を視野に検討
- ◎高知大学地域協働学部との連携(地域の良さの再発見)
 - *外部からの目線で、地域の特徴や良さの浮き彫り、特産品づくりのヒント
- ◆小さな(田舎)ビジネスの推進

狙い・効果

- ●住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるための素地づくり
- ●課題の把握、解決に向けた住民間の話し合いによる地域マネジメント力の強化
- ●集落が取り組む小さなビジネス等の発掘、育成による地域の活性化

2 元気なまちづくりプロジェクト

~交流基盤と都市空間の活用による市街地の賑わいを創出~

対応課題

○市街地の拡大や郊外への大型店舗の進出などで、幡多圏域における商業機能等の拠点性が高まっている一方で、中心市街地は空洞化(空き店舗・空き家・空き地の増、人口減少)しており、観光とも連携した商業等の魅力づくりやまちの賑わいづくりに取り組んでいく必要があります。

取り組むべき視点

- ◆都市軸の強化
 - ・高速道路の整備促進
 - ・観光との連携による鉄道の利用促進(ツアーコースの設定など)
- ◆地域間交流の拡大
 - ・R441号、R439号の早期改良によるR56号、R381号との連携
- ◆回遊性のある都市空間の整備
 - ・センター機能の整備(旧土豫銀行跡地利用・新たな面整備等)
- ◆まちなかのにぎわいの再生
 - ・商店街の個性化・活性化
 - ・まちなか観光の振興(もてなし・食など)
- ◆北部地域の拠点づくり
 - ・道の駅の魅力づくり
 - ・地産地消・地産外商の拠点
 - ・四万十町、愛媛県の道の駅等との連携による観光ネットワークの形成

狙い・効果

- ●高速道路の延伸をにらんだ「まちづくり」によるにぎわいの再生
- ●幡多圏域の中心市としての機能強化
- ●来訪者の還流性・滞留性の向上、消費拡大
- ●中村・西土佐地域の一体的な受入体制の環境整備

3 元気な産業のまちプロジェクト

~雇用の場の確保と外部人材の積極的な受け入れによる、市民の定住化の基盤を整備~

対応課題

- ○豊かな地域資源を有する本市において、各産業分野の産業基盤を強化するとともに、 産業間が連携して、地域資源を活かした商品や製品などを生み出していくことが重要 です。一方で、全産業分野に共通して、担い手と人材の確保・育成が重要な課題とな っています。
- ○安全志向や田舎暮らし志向の高まりに加え、四万十川の情報発信力から、移住希望相 談が増加傾向にあります。
- ○このため、産業や地域の担い手とし、移住対策への取り組みもその重要性は高まって います。

取り組むべき視点

- ◆産業の振興
 - ・各産業分野の取り組みと産業間連携による「地産地消」「地産外商」の推進
 - ・産業の担い手、人材(財)の確保と育成
- ◆UJIターンの促進
 - ・情報発信の強化
 - ・住宅と仕事のトータル支援
 - ・移住コンシェルジュ (相談役) の整備
 - ・地域が受け皿となる仕組みづくり(個人から地域へ)

狙い・効果

- ●人口減少の抑制(転出減・転入増)
- I ターン者の受け入れによる新たな交流のきっかけ
- ●新たな担い手確保による産業の振興
- ●地域コミュニティの維持・担い手の確保



計画の推進

1 基本計画の進行管理

基本計画の進行管理を行うためには、具体的に設定した「政策」と「施策」が、前期基本計画期間内でどの程度達成されたかについて検証するため、最終年度である平成31年度を目標年度として設定した指標による進行管理と合わせ、市民満足度・重要度調査の実施により、後期基本計画へ反映すべき課題や施策の方向性を整理します。

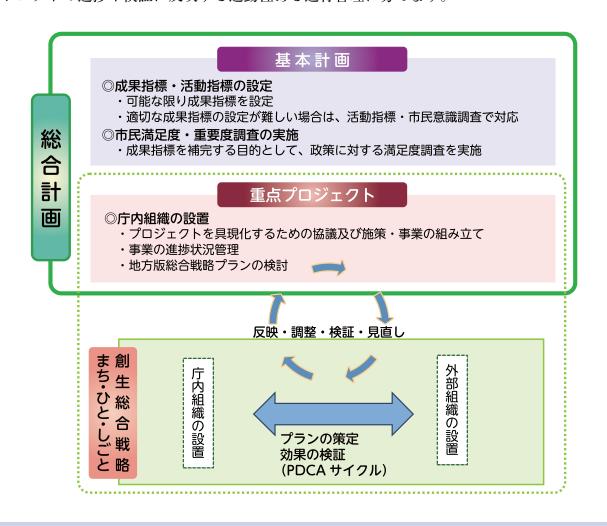
また、指標のうち活動指標については、毎年度実施する主要事業の庁内調整と併せて達成状況を把握し、進行管理に活用します。

2 庁内の横断的な連携

施策の推進にあたっては、人口減少の抑制のため、重点的かつ優先的に取り組んでいくべき政策を位置付けた重点プロジェクトの推進を図るため、庁内の横断的な体制のもと、施策の具現化に向けた検討や実施に努めます。

3 重点プロジェクトと地方版総合戦略との連動性

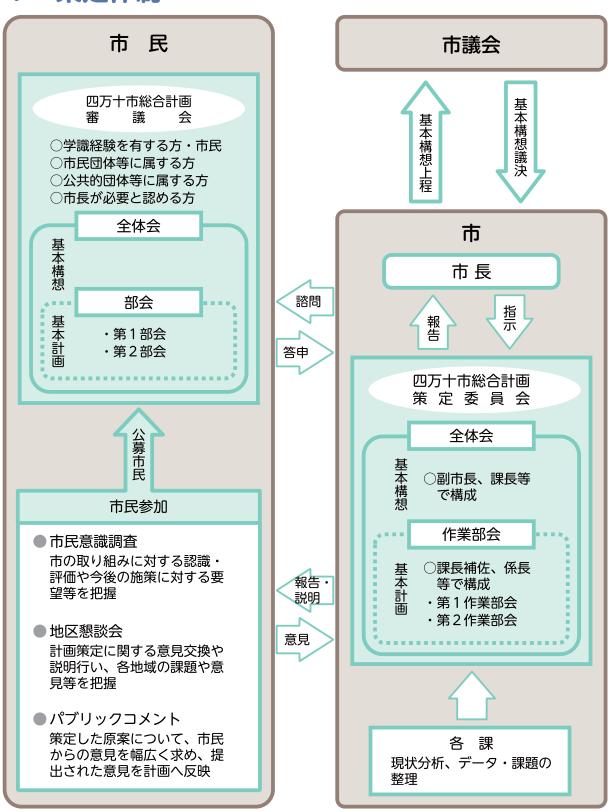
地方版総合戦略においては、国の総合戦略の基本目標に類する重点プロジェクトの方向性の具現化を基本に、PDCAサイクルによる効果の検証・見直しを図ることで、重点プロジェクトの進捗や検証に反映する連動性ある進行管理に努めます。





策定関係資料

1 策定体制



2 四万十市総合計画 策定経過

24年11月	現況調査の実施(~25年3月)
, , 3	- ・将来人□等主要指標調査
	- · 市民意識調査
25年7月	四万十市総合計画審議会設置条例制定(2日)
8月	四万十市総合計画策定基本方針(案)の策定
	四万十市総合計画審議会委員の一般公募(~8月23日)
	· 広報四万十8月号
	・市ホームページ「四万十市からのお知らせ」
10月	四万十市総合計画審議会委員委嘱(25年10月1日~27年3月31日)
	第1回総合計画策定委員会(10日)
	第1回総合計画審議会(17日)
11月	第2回 総合計画策定委員会(12日)
	第2回 総合計画審議会(26日)
	四万十市総合計画審議会委員アンケートの実施(11月29日~12月16日)
26年1月	第3回総合計画策定委員会(23日)
2月	第3回 総合計画審議会(4日)
5月	各課ヒアリング(19日~22日)
10月	第4回総合計画策定委員会(31日)
11月	第4回 総合計画審議会(5日)
	第1回 総合計画策定委員会第1作業部会(11日)
	第1回総合計画策定委員会第2作業部会(12日)
	パブリックコメントを実施(11月12日~12月15日)
	第1回総合計画審議会第1部会(14日)
	第1回 総合計画審議会第2部会(17日)
	地区懇談会を市内17地区で実施(11月18日~12月24日)
	第2回総合計画策定委員会第1作業部会(20日)
	第2回総合計画策定委員会第2作業部会(21日)
	第2回 総合計画審議会第1部会(26日) 第2回 総合計画審議会第2部会(27日)
12日	第3回 総合計画策定委員会第1作業部会(1日)
12月 	第3回 総合計画衆定委員会第1日来の云(1ロ) 第3回 総合計画策定委員会第2作業部会(2日)
	第3回 総合計画審議会第1部会 (22日)
	第3回 総合計画審議会第2部会 (24日)
27年1月	第4回 総合計画策定委員会第1作業部会(8日)
_, _, ,,,	第4回 総合計画策定委員会第2作業部会(9日)
	第4回 総合計画審議会第1部会 (15日)
	第4回 総合計画審議会第2部会(16日)
2月	第5回 総合計画策定委員会(2日)
	第1回総合計画審議会役員会(6日)
	第5回 総合計画審議会(9日)
	総合計画審議会答申式(13日)
3月	基本構想を3月定例市議会へ議案上程(2日)
	基本構想議決(19日)

3 市民参画

●市民意識調査

時期	内容
平成24年 12月3日~12月20日	総合計画の策定にあたり、本市に対するイメージや行政への評価、今後のまちづくりの方向性などについて、市民の意識を調査。 ②対 象: 2,000人 ③回収数: 1,074部 ③回収率: 53.7%

(対象は、18歳以上の男女を対象に無作為抽出により実施)

●地区懇談会

時期	内容
平成26年 11月18日~12月24日	市内各地において、総合計画の概要説明ののち、今後のまちづくり、地区での課題等について市長と意見交換会を実施。 ②開催地区数:市内全域17地区 ②参加者数:215人(男性189人、女性26人) ③意 見 数:203件

●パブリックコメント (意見公募)

時期	内容
平成26年 11月12日~12月15日	総合計画基本計画(たたき台)に対する意見・提言を広く募集。 ②応募者:4件(3人、1法人) ②意見数:29件

4 四万十市総合計画審議会

諮問書

25四企第277号 平成25年10月17日

四万十市総合計画審議会 会長 佐田 末喜 様

四万十市長 中 平 正 宏

四万十市総合計画の策定について(諮問)

このことについて、四万十市総合計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、貴審議会に 意見を賜りたく下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問内容 四万十市総合計画の策定に関する調査及び審議

2 諮問理由

本市は、平成17年4月に1市1村が合併、新市としてスタートし、すでに8年が経過しました。

この間、世界的経済危機や少子高齢化・過疎化の一層の進行などにより、社会情勢も大きく変化し、時代に即応した行政運営が求められています。

また、東日本大震災を契機とした新たな防災対策、地方分権の推進による地方自治体の自主性・自立性の確立など、さまざまな課題に的確に対応する必要があります。

今後、合併による財政優遇措置の終了を見据え、行財政改革をより一層推進するとともに、本市の魅力ある地域資源を最大限に活用し、市民との協働を進めながら、将来にわたり持続可能なまちづくりに取り組んでいくため、平成27年度を初年度とする「四万十市総合計画」の策定に関して諮問し、意見を求めるものです。

答 申 書

平成27年2月13日

四万十市長 中平 正宏 様

四万十市総合計画審議会 会 長 佐 田 末 喜

四万十市総合計画(案)について(答申)

平成25年10月17日付け25四企第277号で諮問された下記事項について審議したので、次の意見を添え答申します。

記

- 1 諮問事項 四万十市総合計画の策定に関する調査及び審議
- 2 答申内容

諮問のあった「四万十市総合計画(案)」については、慎重に審議・検討した結果、適当と認める。

なお、審議の過程において、下記のとおり各委員から提起された意見を提出するので、 四万十市総合計画の推進にあたり十分配慮願いたい。

また、本総合計画実現のため、市民の協力のもと、積極的かつ効果的な施策の展開が図られるよう要望する。

1 基本構想案に関する意見・要望事項

- ①総合計画基本構想は、四万十市の目指すまちの姿を明確に示し、行政運営を総合的かつ 計画的に行う指針となるものである。今後は、「人が輝き 夢が生まれる 悠久と躍動の まち 四万十市」を目指した取り組みを具体的に計画的に推進していただきたい。
- ②特に、少子高齢化に伴う人口減少社会において、若者が結婚し子供を産み育てる希望の 持てる四万十市を目指し、産業の振興による雇用の場の確保と併せ、子育て支援対策に 積極的に努めていただきたい。
- ③今後の地域づくりにおいて、「協働で築く地域力のあるまちづくり」が非常に大事な視点である。住民がいつまでも住み慣れた地域で住み続けていくために、地域リーダーの育成に加え、女性の力を積極的に活用するなど、地域住民と共に地域の姿を明らかにしながら、積極的な支援に努めていただきたい。

2 基本計画案に関する意見・要望事項

- (1) 第1章 自然と共生した安心で快適なまちづくり
- ■施策1 豊かな自然環境の保全
 - ①景観形成の側面も有する中山間直接支払や多面的機能交付金など、地域主導での取り組みが加速するよう、行政も積極的な支援に努められたい。

■施策2 美しい水環境・景観の形成

- ①河川環境の保全・改善に向け水質汚濁や水量の問題を提起し、その要因として、森林 の適正な保全や農薬、肥料の河川流出、家庭における合成洗剤の使用が要因と考えら れる。このため、四万十川の清流保全に向け、以下のよう取り組みを積極的に図って いただきたい。
 - ・間伐がしやすいような支援を考え推進していただくとともに、水田からの濁水対策 や減農薬農法など、環境に配慮した農業の推進に努めていただきたい。
 - ・河川保全は家庭からという意識のもと、地域住民と関係諸団体が連携し、合成洗剤 に代わる河川にやさしい環境浄化製品の普及・啓発活動に努めていただきたい。
 - ・清流を保全するには、広域的な取り組みが必要である。四万十川流域市町村のみな らず、広見川流域市町とも歩調を合わせ、積極的な対策を講じていただきたい。

(2) 第2章 にぎわいと住みやすさのあるまちづくり

- ■施策6 にぎわいの市街地の形成
 - ①高速道路延伸をにらみ、人の流れを街なかへ呼び込むための体制整備が急がれている。 このため、行政と民間が協働しながら、本市の強みである「食」を呼び水に、歴史文 化など四万十市の特色により、人が滞留できる仕組みづくりに努めるとともに、駐車 場の確保など基盤整備もあわせて推進していただきたい。

(3) 第4章 豊かな心と学びを育むまちづくり

- ■施策16 学校教育の充実
 - ①『教育体制・教育環境の充実』として、「学校・家庭・地域の連携により、開かれた学校づくりや地域での体験学習を通じ、地域の教育力の向上に努めます。」とあるが、教育現場の主体性が見えてこない。教育委員会も教育現場とともに積極的に取り組んでいただきたい。

■施策17 青少年・若者の育成

①非行率が全国でも上位を占める本県において、非行の問題は本人のみならず、養育する 親の問題でもあるため、親に対する意識改革に努めていくことが重要である。四万十 市では、乳児家庭に対する全戸訪問をはじめとする相談支援や指導のほか、子育て、 親育ちのプログラムなど、保護者に子育てを考えていただくような取り組みを行って いるが、さらなる支援体制の充実に向け、今後検討していただきたい。

(4) 第5章 健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり

■施策22 地域福祉の推進

①避難行動要支援者名簿の作成においては、障害者、要介護者だけでなく、単身高齢者 など、真に必要な対象者を整理のうえ、区長、民生委員、行政、警察等が連携しなが ら、実効性のある名簿作成となるよう努めていただきたい。

■施策24 高齢者福祉の充実

①高齢化の進展に伴い、5年後、10年後を見通し、計画的に成年後見人の育成を図っていただきたい。

(5) 第6章 協働で築く地域力のあるまちづくり

- ■施策28 協働の推進及び■施策29 効果的な行財政運営
 - ①市職員も地域の一員として、積極的に地域活動へ参加することを要望する。
 - ②まちづくりの一翼を担う市職員の資質向上に向け、研修制度を充実するなど、積極的 に取り組んでいただきたい。

(6) 重点プロジェクト

- ①本重点プロジェクトは、人口減少の抑制という本市最大の課題の解決に向け、その方向性を集約した取り組みであり、この推進にあたっては、以下の意見の具体化に向けた検討をお願いしたい。
 - ・少子化対策の具現化を図り、子供を産み育てやすい、子育てしやすいまちとしてアピールすべきである。
 - ・あわせて、その過程において、人づくりにも力点を置くことが重要であり、能力のある若者が育てば育つほど、まちに活力が出てくる。
 - ・移住者の仕事、住居対策を強化し、移住対策が加速するよう体制づくりに努めるべき である。
- ②西土佐道の駅の整備が図られているが、地域間競争が激化する中、北部地域における地産地消・地産外商の拠点づくりの役割を担うものとして、十分な運営体制と情報発信機能のある施設となるよう、綿密な計画のもと推進に努めていただきたい。

3 本計画案に関する記述の指摘・修正箇所及び議事録について

本計画案の記述の指摘・修正箇所及び議事録を別紙のとおり取りまとめたので、今後の計画策定及び計画実施にあたって十分留意されたい。

【開催状況】

《全体会》

第1回審議会

開催日:平成25年10月17日(木)開催場所:本庁舎3階防災対策室

【内容】

- ①会長及び副会長の選出
- ②四万十市総合計画の諮問
- ③四万十市総合計画審議会の役割等について
- ④四万十市総合計画策定基本方針について

第2回審議会

開催日:平成25年11月26日(火)開催場所:本庁舎3階303~305会議室

【内容】

- ①四万十市建設計画における事業の実施状況について(概要)
- ②四万十市の人口の現状と推計について
- ③市民意識調査結果の概要について
- ④四万十市の課題設定について

第3回審議会

開催日:平成26年2月4日(火)開催場所:本庁舎3階303~305会議室

【内容】

- ①基本構想(案)について
 - ・基本理念
 - ・将来像
 - ・基本日標

第4回審議会

開催日:平成26年11月5日(水) 開催場所:本庁舎3階防災対策室

【内容】

- ①今後の審議スケジュールについて
- ②四万十市総合計画基本計画骨格案について
 - · 基本計画施策体系
 - ・市産業振興計画(中間とりまとめ)の概要
 - 重点プロジェクト
- ③四万十市総合計画審議会部会運営規定について
- ④部会長・副部会長の指名について

第1回役員会

開催日:平成27年2月6日(金)開催場所:本庁舎3階防災対策室

【内容】

- ①第5回審議会進行手順について
- ②基本計画部会審議結果報告の決定について
- ③答申書(案)について

第5回審議会

開催日:平成27年2月9日(月)開催場所:本庁舎3階防災対策室

【内容】

- ①総合計画基本構想(案)の決定について
- ②総合計画基本計画(案)の決定について
- ④答申について
 - ・答申 (案)
 - ・答申日等

汽車式

開催日: 平成27年2月13日(金)

開催場所:本庁舎3階応接室

【内容】

①答申

《部会》

●第1部会

第1回部会

開催日:平成26年11月14日(金) 開催場所:本庁舎3階防災対策室

【内容】

①基本計画 (たたき台) の審議

・自然と共生した安心で快適なまちづくり

第2回部会

開催日: 平成26年11月26日 (水) 開催場所: 本庁舎6階第一・第二委員会

【内容】

①基本計画 (たたき台) の審議

- ・にぎわいと住みやすさのあるまちづくり
- ・協働で築く地域力のあるまちづくり

第3回部会

開催日:平成26年12月22日(月)開催場所:本庁舎3階防災対策室

【内容】

- ①指標設定の考え方の審議
- ②重点プロジェクトの方向性等の審議

第4回部会

開催日:平成27年1月15日(木) 開催場所:本庁舎3階防災対策室

【内容】

- ①設定指標(案)の決定
- ②部会案の決定 (基本計画内容・重点プロジェクト)

●第2部会

第1回部会

開催日:平成26年11月17日(月)開催場所:本庁舎6階議員協議会室

【内容】

- ①基本計画(たたき台)の審議
 - ・豊かな心と学びを育むまちづくり
 - ・協働で築く地域力のあるまちづくり

第2回部会

開催日:平成26年11月27日(木)開催場所:本庁舎3階防災対策室

【内容】

- ①基本計画(たたき台)の審議
 - ・健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり
 - ・協働で築く地域力のあるまちづくり

第3回部会

開催日:平成26年12月24日(水) 開催場所:本庁舎3階303~305会議室

【内容】

- ①指標設定の考え方の審議
- ②重点プロジェクトの方向性等の審議

第4回部会

開催日:平成27年1月16日(金) 開催場所:本庁舎3階防災対策室

【内容】

- ①設定指標(案)の決定
- ②部会案の決定

(基本計画内容・重点プロジェクト)

【委員名簿】

(役員以外順不同、敬称略)

		氏 名)	所属・役職
会 長 (第1部会)		佐田末	豊	有識者
副会長 (第2部会)		竹葉	專	大宮地区集落活動センターみやの里代表
副会長 (第2部会)		宮下貞	子	四万十市中村地区民生児童委員協議会副会長
	部会長	武田	E	四万十市自主防災会連合会副会長
	副部会長	福田 3	充	中村商工会議所会頭
		岡村 剛落	承	
		尾﨑 健富	富	㈱西土佐四万十観光社代表取締役
		中脇・篤元	志	有識者(四万十川西部漁業協同組合資格審査委員長)
		沖 辰E 【沖 階a		四万十川下流漁業協同組合代表理事組合長
第		宇都宮 恵-	_	高知はた農業協同組合経営管理委員会会長
1		松田正文	文	中村市森林組合代表理事組合長
部		中脇の硬き	哉	西土佐村森林組合代表理事組合長
会		浜田 敦元	ŧ	四万十市西土佐商工会長
		井上 克爾	彦	四万十市商店街振興組合連合会副理事長
		岡山 修正	E	四万十市消防団長
		滝石 典	子	西土佐エコネットワーク代表
		岡村の房村	技	四万十わかば更生保護女性会長
		中脇・裕美	美	一般公募市民
		安光 清流	志	一般公募市民
	部会長	武田 光司	3	四万十市社会福祉協議会長
	副部会長	宮本ル		子育て応援団「ほっとポケット」会長
		山﨑隆之	之	(社)中村青年会議所専務理事
		中川 達	吉	西土佐連合青年団長
		多和 博嗣	祠	四万十市区長会長
		浜田 隆文	文	四万十市西土佐地区民生児童委員協議会会長
第 2		小原 長生 【佐竹 幸重		四万十市医師会会長
部		山崎奈線	緒	四万十市保育所PTA連合会副会長
会		大家 美智 【下村 明美		四万十市小中学校PTA連合会副会長
		土森 正-		幡多地区PTA連合会 監査
		岡﨑 一美	美	四万十市連合婦人会会長
		竹田元	久 	四万十人権擁護委員協議会副会長
		西尾 I	E	四万十市文化協会会長
		山下元一郎	郭	一般公募市民

【 】内:前任者

5 庁内策定体制

《庁内組織》

(構成) 副市長・各課長等

(役 割) 総合計画基本構想の作成

基本計画素案の審議、決定

(開催回数) 5回

②四万十市総合計画策定委員会作業部会

(策定委員会の下部組織)

①四万十市総合計画策定委員会

·第1作業部会

·第2作業部会

(構成) 課長補佐、係長等

(役 割) 基本計画素案の調査・検討

(開催回数) 各4回

6 関係条例等

議会の議決すべき事件に関する条例

平成21年7月3日 条例第21号 改正 平成21年10月1日条例第29号 平成26年7月3日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1)総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)の規定による定住自立 圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告
- (3) 各種の都市宣言の制定又は改廃

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年10月1日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第2号の規定は、同日以後になされる ものについて適用する。

附 則(平成26年7月3日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

四万十市総合計画審議会設置条例

平成25年7月2日 条例第47号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、 本市の総合計画について審議するため、 四万十市総合計画審議会(以下「審議会」 という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、四万十市総合計画の策 定について、市長の諮問に応じ調査及び 審議を行い、その結果を市長に答申する ものとする。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者及び市民
 - (2) 市民団体等に属する者
 - (3) 公共的団体等に属する者
- (4) その他市長が必要と認める者(任期)
- 第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。 (会長及び副会長)
- 第5条 審議会に、会長及び副会長2人を 置き、会長及び副会長は委員のうちから 互選する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集し、会長が 議長となる。ただし、第3条第2項に規 定する委嘱後に最初に行われる会議につ いては市長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半 数をもって決し、可否同数のときは、会 長の決定するところによる。

(部会)

- 第7条 審議会は、諮問を受けた案件に関する特定の事項を調査及び審議するために、部会を置くことができる。
- 2 部会に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定める。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、その任務を行うため必要があると認める場合は、関係行政機関 又は市の執行機関から意見を聴き、資料 の提出又は説明若しくは調査を依頼する ことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合計画の策定 及び促進に関することを所掌する課にお いて処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

四万十市総合計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 この訓令は、四万十市総合計画(以下 「総合計画」という。)の策定に関し、必要な事 務を総合的かつ円滑に推進するため、四万十 市総合計画策定委員会(以下「委員会」とい う。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1)総合計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
 - (2)総合計画の策定に関する必要な資料の収集及び整理に関すること。
 - (3)総合計画案の作成に関すること。
 - (4)前3号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、別表に掲げる者及びその他委員長が指定する者を委員として組織する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員 長に第1副市長を、副委員長に第2副市長を もってこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委 員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委 員以外の職員に対し会議への出席を求め、そ の意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 総合計画の素案の策定を円滑に行い、 職員参加を推進するため、委員会に作業部会 を置く。

(作業部会の構成)

- 第6条 作業部会は、委員会の委員長が指名する職員をもって組織する。
- 2 作業部会の運営に関する事項は、別に定める。 (意見の聴取等)
- 第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者

に対し委員会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を 求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合計画の策定及び 促進に関することを所掌する課において処理 する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会 の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。 附 則

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。 附 則 (平成26年3月31日訓令第5号) (施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置等)
- 2 この訓令による改正後の各訓令における財務に関する規定は、平成26年度以降のものについて適用し、平成25年度までの財務に関する事項へ適用については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

	別表(弟3条関係)					
区分	職					
委員長	中山副市長					
副委員長	和賀副市長					
委員	西土佐総合支所長					
//	総務課長					
//	地震防災課長					
//	企画広報課長					
//	財政課長					
//	市民課長					
//	税務課長					
//	環境生活課長					
//	保健介護課長					
//	人権啓発課長					
//	商工課長					
//	観光課長					
//	農林課長					
//	まちづくり課長					
//	上下水道課長					
//	市民病院事務局長					
//	福祉事務所長					
//	学校教育課長					
//	生涯学習課長					
//	地域企画課長					
//	産業建設課長					
//	保健課長					



四万十市総合計画

発 行 四万十市 〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10

TEL 0880-34-1111 (代表)